

国内排出量取引制度検討会（第6回）

平成20年5月15日（木）

14:02～17:00

三田共用会議所1階 講堂

環境省地球環境局

議 事 次 第

I. 開 会

II. 議 題

1 中間まとめ（案）について

2 その他

（配付資料）

資料 国内排出量取引制度検討会中間まとめ（案）

（参考資料）

参考資料1 委員名簿

参考資料2 国内排出量取引制度検討会中間まとめ（案）＜参考資料＞

参考資料3 排出量取引の会計・税務問題（村井委員提出資料）

参考資料4 永井委員提出資料

参考資料5 リーバーマン・ウォーナー法案に関するE I Aの分析

参考資料6 炭素市場の現状と傾向2008年版（世銀レポート）概要

午後2時02分 開会

○西村室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから国内排出量取引制度検討会を開催いたします。

進行は大塚座長にお願いいたします。

○大塚座長 それでは、まず南川局長からごあいさつをお願いいたします。

○南川地球環境局長 委員の皆様、お忙しいところをありがとうございます。きょうが第6回目の検討会でございます。

大変これまで検討を急いでいただきました。来週末は神戸で環境G8の大臣会合がございます。それから、7月7日のサミットに向けまして、地球環境問題について官邸での会議というものも進んでおるところでございます。私どもとしましては、そうした会議での議論にインプットできるように検討会での議論を大変急いでいただいたということでございます。

きょうの資料でございますけれども、中間まとめ（案）の前半は、これまで議論いただきましたさまざまな排出量取引をめぐる要素につきまして、その議論を整理して提示をし直したというものでございます。後半の数ページにつきましては、具体的な排出量取引を国内で行うとした場合のオプション案ということで4つ、あるいはそれに幾つかバリエーションを加えたということで2つほどお示しをしているというところでございます。

これにつきましては、さまざまな議論がたくさん残っております。ただ、総論で入り口を出たり入ったりするだけでは、議論が進まないだけではなくて、逆に日本国がこうした問題について取り組む気がないという消極的なメッセージを世界に出すだけだというふうに考えておるところであります。したがって、住宅展示場の例は余りよくないんですけれども、実際に仮設の家を幾つか用意をして、それについてメリット・デメリットを議論いただくということのほうが現実的だということで、きょう用意をしたところでございます。ぜひとも皆様方、先生方からご意見をいただきたいと思っております。私ども、そのいただいた意見をこのまとめにつけ加える形で今後の各界での議論が深まるようにしていきたいと考えているところでございます。どうぞきょうはよろしくをお願いいたします。

○大塚座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○西村室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料といたしまして、国内排出量取引制度検討会中間まとめ（案）でございます。本

日のメイン資料はこれ1点でございます。

残りは参考資料でございます。参考資料1といたしまして、委員名簿でございます。参考資料2といたしまして、別冊で分厚いものでございますが、国内排出量取引制度検討会中間まとめ（案）＜参考資料＞でございます。これは本資料には入らなかったこれまでの検討資料を束ねたものでございます。参考資料3といたしまして、排出量取引の会計・税務問題（村井委員提出資料）でございます。資料一覧のほうは「税務」ではなくて「財務」というふうに誤植がございます。失礼いたしました。参考資料4といたしまして、永井委員提出資料でございます。参考資料5といたしまして、リーバーマン・ウォーナー法案に関するE I Aの分析でございます。最後に、参考資料6といたしまして、炭素市場の現状と傾向2008年版（世銀レポート）の概要でございます。なお、参考資料の2につきましては、大変分厚いものですから、傍聴席には恐縮ながら配付させていただいておりません。速やかに環境省のウェブサイトに掲示させていただきます。

以上です。

○大塚座長 それでは、早速、議題1、中間まとめ（案）についてに移りたいと思います。

前回の検討会におきまして、この検討会の中間取りまとめの目次の座長案をお示したところでございまして、これに従って事務局に中間まとめ（案）を作成していただきました。なお、中間まとめ（案）に盛り込まれている会計処理・税務処理のルールの明確化につきましては、これまでの検討会では取り上げられておりませんが、今般、村井委員に資料を作成していただきまして、これをもとにして中間まとめ（案）の記述をいたしました。

したがいまして、まずは事務局から中間まとめ全体についてご説明いただきまして、続いて、村井委員から会計処理関係のご説明をお願いいたします。

では、中間まとめ（案）についてお願いいたします。

○高橋市場メカニズム室長 それでは、事務局から資料のご説明をさせていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。

まず、めくっていただきますと、目次がございます。その後、まず第1章でございますけれども、これは検討の背景ということで、2050年半減に向けた国内外の施策の必要性あるいは国内排出量取引制度に関する欧米で導入の検討の動きが急であるというふうなこと、それから我が国における京都議定書目標達成計画における位置づけ、そういう背景を踏まえまして、この今般の検討会におきまして、産業界、学界等の関係者の皆様の参画をいただきまして、義務的な国内排出量取引制度について本格的な検討を開始したということが書いてございます。

次でございますけれども、検討会の目的、経過、名簿についてでございます。

次にめくっていただきまして6ページでございますけれども、第2章といたしまして、「国内排出量取引制度の検討に当たって」というところでございます。これにつきましては、この検討会におきまして、検討の前提条件あるいはこの制度の全般にかかわる基本的な様々なご指摘がございました。そういうものを取りまとめてございます。基本的には、これまでこの委員会でご議論いただいたものをベースにしてございます。

まず、6ページ目の前提とした考え方ということでございますけれども、かいつまんで申しますと、第1に、まず前提としてすべての主要排出国が参加した効果的な国際枠組みが必要であると。我が国としては、京都議定書の目標達成と同時に、このような次期国際枠組みを目指すということを基本方針としているということでございます。

国内における施策につきましても、さまざまな手法が適切に組み合わせられる、いわゆるポリシーミックスの考え方がまず重要であるということでございます。

3といたしまして、そういう施策の一つとして国内排出量取引制度が位置づけられるということでございますけれども、この制度につきましては、諸外国において導入あるいはその検討の動きが急であるということでございまして、G8サミットに向けて我が国としても検討を行うということが喫緊の課題になっているということでございます。

こういう背景を踏まえまして、この検討会では国内排出量取引制度に関しまして具体的な制度設計のあり方について掘り下げた検討を行うということによりまして、この制度の有効性あるいは我が国の実情を踏まえた制度導入の可能性等の今後の判断に資するということを目的にしているということでございます。

7ページに、参考1、2といたしまして、国内排出量取引制度に期待される機能あるいはこの導入に対する懸念事項ということを整理をしてございます。これも基本的にこれまでの資料と同様でございますけれども、若干、参考資料の機能のところにつきましては、前回のご議論も踏まえまして、炭素への価格づけを通した取り組みあるいはコストの低減ということを少し強調させていただいております。

次に、9ページにいていただきまして、2といたしまして検討会における基本的な指摘事項ということでございます。これも前々回でしたか、かなり詳しくご説明をいたしましたけれども、この検討の進め方あるいは制度全般に対する基本的なご指摘というものをまとめてございます。この破線の中に委員の方々からのご指摘あるいはご懸念事項というものを整理いたしました。実線の中にそれに対する現時点での考え方というものを整理してございます。

ごくかいつまんでご説明いたしますけれども、まず検討の進め方に関する指摘事項ということで幾つかいただいております。検討の前提条件、公平な国際競争条件でございますとか、中長期的な削減シナリオ、あるいは各種手法の比較評価、あるいはそのメリット・デメリットを明らかにすべきと、そういうようなご指摘がございました。これにつきましては、再三申し上げているところでございますけれども、この検討会では導入を前提とした検討ということではなくて、有効性や導入可能性の判断に資するための具体的な制度設計のあり方についての検討であるということで、重要な論点を中心に、メリット・デメリットを明確にしながら掘り下げた検討を行っているということでございます。

それから、次のページでございますけれども、努力を行った企業あるいは効率のよい企業に対して、そういうところが報われるような公平な仕組みが重要であるというふうなご指摘もございました。これについては、特に割当方法、グランドファザリングに伴う問題というのがございます。それも含めて仕組みの検討の中で対処をしていくということでございます。

それから、国際競争力への影響あるいは炭素リーケージについてのご懸念というものも再三ございました。これにつきましては、どういう炭素制約のもとでどの程度、国際競争への影響あるいは炭素リーケージが起り得るかということについて、これは関係業界のご協力もいただきながら、実証的な検討を行うということにしているということでございます。そういう中で、制度設計の中でどういう配慮をしていくかということを検討していきたいということでございます。

それから、排出枠の設定に関する指摘事項という、11ページでございますけれども、ここでは総量を管理するということにつきまして、企業の活動、競争条件をゆがめるのではないかなというようなご懸念あるいは義務的なキャップが必ずしも必要ではないではないかなというようなご指摘もあつたわけでございます。ここでは総量の管理の必要性ということを申し上げた上で、他方で企業の活動量を温暖化対策のためにコントロールするということの難しさというものも指摘をしております。いずれにしても、この制度の議論の中でいかに柔軟性を発揮できるような仕組みにするかということが重要であるということを書いてございます。

それから、民生部門に対する対策の重要性のご指摘もございました。分野によってこの制度が効果的であったりそうでなかったりということがございます。適切な施策の選択と、いわゆるポリシーミックスの考え方を踏まえて検討を行ってきたいということでございます。

それから、次の12ページでございます。(9)から(13)までのご指摘は、技術の開発・普及、これに対して排出量取引制度が効果的なのかどうかというところの論点が幾つかございま

した。現時点の考え方といたしましては、長期的に技術の開発・普及を進めていくということは温暖化対策としても極めて重要であるということをごさいます、それを促進するような制度であるべきだということが基本的な考え方であるということ、具体的には、この制度では特に先進的な技術の導入のインセンティブをつくっていくということが期待されているわけですので、技術の開発・導入というタイムスパンを視野に入れた長期的な視野に立った制度とする必要があるということを書いています。また、技術開発の支援という意味では、オークション収入をそういうものに充てていくということも考えられると思いますので、そういう観点も入れて検討していきたいということが書いてございます。

それから、次のページでございますけれども、割当対象に関する指摘事項ということで、これはこの制度で対象にしにくいような小規模排出者等、そういうものに対する対応というふうなことが含めて書いてございます。この辺も当然制度の設計の中では、割当対象、裾切りというふうなことも必要になってまいりますけれども、そこで対象にならないものについては別途施策を打つというようなことを、当然ポリシーミックスの考え方を踏まえて検討していくことが書いてございます。

その他、16から25までいろいろとご指摘がありました。細かくご説明はいたしませんけれども、さまざまご指摘を踏まえて今後この各論で検討を行っていくということでございます。

次に、14ページ、第3章でございます。「制度の構成要素・基盤整備に関する論点」ということで、制度の要素ごとに具体的な議論をしていただいたものを取りまとめてございます。

15ページにポンチ絵が書いてございますけれども、これで全体どういう要素を検討会でご議論いただいているかということを示してございます。まず、制度の構成要素の中核としては、いつまでにどれだけの削減をすればよいかということで、これにつきましては、制度期間をどう設定するか、あるいはこの制度で対象とする割当総量、これをどうしていくかと、あるいは対象ガスをどうするかというようなことでございます。また、排出枠をだれに割り当てるかということがございますけれども、割当の対象、具体的には燃料の生産・輸入・販売という、いわゆる川上を対象にするのか、あるいはエネルギーを消費需要する時点——川下と言っていますが、そういうものを対象にするのか、その場合のカバレッジがどうなるかというようなことでございます。3番目が、排出枠を具体的に個別の企業なり事業所にどう割り当てていくのかということで、無償、有償というふうなことで方法が提案されていますけれども、いかに公平かつ効率的にこの割当をしていくかという部分でございます。

また、これらの中核的な部分に加えまして、制度の基盤として、右側でございますような遵

守ルール、個々の企業なりが目標を達成したかどうかというものをどう判定していくのかと、あるいは達成できなかった場合にどういう措置をとるのかというようなこと、あるいは排出量のモニタリング・算定・報告、排出量の検証、あるいはクレジットを管理する登録簿というような、制度の基盤となるようなものをどうしていくかというふうなことがございます。

また、下のほうに破線で囲ってございますけれども、排出量取引制度を導入した場合の懸念事項を幾つか取り上げてございます。1つは、費用緩和措置という中で、排出枠の価格が高止まりをしたり、あるいは短期間に乱高下をしたりと、そういうような現象に対する費用緩和措置ということで幾つか対応を議論してございます。また、国際競争力に影響を受けやすい業種に対してどういう配慮をしていくかというふうなことについて、国際競争力と配慮措置ということで議論をしていただいております。

また、右側のほうに、制度の外側になりますけれども、制度の基盤整備ということで、クレジットあるいは排出枠の取引というのは全く新しいことでございますので、その場合の会計処理あるいは税務処理、きょうは村井先生からご説明ございますけれども、そういうものの明確化というふうな課題、あるいは取引が円滑に行われるための基盤整備ということで、市場なり金融機関の役割等についてもご議論をいただいております。そういうものも整理をしていくということでございます。

それから最後に、海外の排出量取引制度とのリンクということの論点、その必要性なり、その条件なりについても議論をしていただいております。

こういう要素につきまして、議論をしていただいたものを今後、第3章の中でまとめていくということでございます。

では、具体的な中身に入りますが、16ページ、第1節、構成要素ということで、まず最初が制度期間と割当総量ということでございます。

これにつきましては、まずは世界全体の温室効果ガスを削減するための国際枠組みというものが必要であるということでございます。できるだけすべての主要国が参加し、できるだけ公平な仕組みというものがまず必要であるということでございます。その中で、国別の総量目標というものが先進国には課せられるという前提に立ちまして、この国別総量目標を確実に達成するためのそれぞれの国の目標達成計画というものがあるだろうと。その中で、国内排出量取引制度は国全体の目標の達成の一部を担うという位置づけになるということでございます。また、制度期間等を考えるに当たっては、できるだけ長期にわたって低炭素社会に向けて取り組みを継続していくということが大事であって、そういうシグナルをあるいは明確な見通しを社

会に掲示するということが大事であるということでございます。

具体的には、ここがございますように、3つの期間に分けて書いてございますけれども、まず第1期間として、制度開始時から2012年度までと。第一約束期間に対応した部分でございます。これにつきましては、基本的には既に定まっている京都議定書目標達成計画における目標をベースに考えていくということでございます。次は第2期間ということで、次期枠組み、恐らく2013年から2020年というふうなことになりますけれども、それに対応した次期国際枠組みにおける我が国の中期目標をベースにこの制度を組んでいくということでございます。また、第3期以降ということで、2021年以降、例えば2050年度までという長期的な低炭素社会構築に向けた取り組みに対するシグナルを発信するということが必要であるということでございます。

次が18ページでございます。2として遵守に関するルールでございます。これにつきましては、かなり技術的な内容でございますけれども、この検討会では直接このテーマを取り上げて議論をしていただく時間はちょっとございませんでした。今回、少しこちらの事務局のほうで整理をいたしたものを示しをしております。

まず、1として遵守期間・償却義務ということでございまして、この制度の基本的な仕組みとして、割当対象者、いわゆる規制を受ける事業者等がある一定期間において排出した温室効果ガスの排出量というものをまず算定する。それに対応する排出枠というものを政府に提出すると。これを償却と言っておりますけれども、そういう義務を負うということでございます。

次のページに絵がございますけれども、通常遵守期間と言っていますが、一定期間というのは1年を単位とするということが基本だろうと考えてございます。したがって、この絵でいきますと、年度当初に排出枠を割り当てられまして、年度末にまずその割当対象者がみずからの排出量を報告し、それを第三者機関による検証を受けるということによりまして確定をします。それに見合った排出枠を償却していただくということでございます。その際、当然でございますけれども、この取引ができますし、あるいはバンキング、ボローイングというような、後で申し上げるような柔軟な対応も可能になるということでございます。

それから次に、2としまして不遵守の場合の措置ということでございます。対象者が期間内に十分な量の排出枠を償却できなかつたと、提出できなかつたという場合は、これは不遵守ということになります。その場合の措置ということでございます。ここがございますように、基本的には不足した排出枠の量に応じて課徴金を課すということが考えられると。課徴金のレベルとしては、市場における排出枠の価格と比べて十分高い額に設定する必要があるということでございます。また、その課徴金にあわせまして、次期遵守期間以降に不足した分で埋め合わ

せをしていただくということをやることによりまして、制度の環境十全性を確実なものにするということになるだろうという基本的な考え方をここで示してございます。

次が20ページ、対象ガスでございます。原則としては、ここにございますように、京都議定書の対象ガスである6ガスを対象にするということが書いてございます。ただ、排出量取引制度の対象にするかどうかにつきましては、そのガスが我が国全体の排出量に占める割合、重要性でございますとか、そのガスの精度をよく把握できるのか、把握するためのコストはどのようなものなのかと、あるいはほかの政策・規制との関係、あるいはそのガス自体が削減余地があるものなのかどうかと、そういうようないろいろな観点から実際には対象とするガスあるいはその発生源、排出源を絞り込む必要があるということでございます。また、CO₂に比べて著しく温暖化係数の高いガス、ここにございますような化学物質、小さく例示しているようなものにつきましては、非常に高い温暖化係数がございます。それについては排出量の誤差が非常に大きくきいてくるところがございますので、そういうものの扱いについては別途配慮をする必要があるだろうということを書いてございます。

結論としては、制度開始時点におきましては、この下の表にございますけれども、我が国においては9割近くがエネルギー起源のCO₂、燃料の燃焼に伴うCO₂であるということでございますので、エネルギー起源のCO₂を基本にいたしまして、上で申し上げたような条件をクリアするものを適宜追加していくというようなことが現実的であろうということになってございます。

次に、22ページ、4といたしまして、割当対象とカバーージということでございます。割当対象、カバーージにつきましては、具体的なオプションについては後ほど第4章で幾つかのオプションを議論してございます。ここでは一般的な概念整理をしております。大きく分けて、化石燃料の生産・輸入・販売段階に着目して、川上に着目をして排出枠を設定するもの、それからもう一つは、化石燃料のあるいは電力の消費段階、実際に温室効果ガスが排出される段階で——これをここでは川下と言っておりますけれども、に着目をして割当をするという、大きく2つのパターンがあると。それによってカバー率とか排出削減に対するインセンティブ効果、あるいは公平性、あるいは運用コストに違いが出てくるということでございます。ここではその代表的なタイプについて整理をしてございます。

まず最初は、川上割当ということで、化石燃料の生産・輸入・販売業者に排出枠を割り当てると。例えば化石燃料の炭素含有量に販売量、生産量等を掛けたものについて割り当てをするということでございます。この場合は、化石燃料起源のCO₂をほぼ全量をカバーできるとい

う、カバー率が高くなりますし、それから価格に転嫁をするという、排出枠の価格を価格転嫁するということによりまして、需要家にも排出削減のインセンティブが付与されるということになります。ただ、実際に化石燃料を燃焼している者にかかるわけではございませんので、実際のエネルギーの消費者の参加意識が低くなりまして、削減に対するインセンティブが低くなるということが懸念をされる。また、この割り当てられる業者自身は実際に削減する手段がないと。結局、生産とか販売の量を減らすしかないということになりますので、販売量を確保するためには海外からのクレジットを購入するということになりますので、結果として国内での排出削減につながらないというような懸念もあると。それから、汚染者負担の原則とは必ずしも合わない部分があると。運用コストについては、対象が比較的少なくなりますので、行政コストあるいは検証等のコストがかなり抑制できるのではないかとということでございます。

次のページは川下でございますけれども、川下は2つに分かれてございます。1つは、川下の電力・直接ということでございまして、化石燃料の需要家に排出枠を割り当てるということでございますし、電力についても化石燃料を直接消費している発電所自体にこの割当を行うということでございます。これの特徴といたしましては、上記の川上に比べますとカバー率は低くなるということでございますけれども、実際に化石燃料を燃焼し、消費し、排出をしている者に割当をいたしますので、削減のインセンティブが高くなると。それから、電力については発電所にかけますので、価格転嫁を行うことによりまして小規模事業所とか家庭にもインセンティブを与えることができるということでございます。汚染者負担の原則に合った仕組みでありますけれども、対象とならない部分との公平性の確保は問題になると。それから、運用コストにつきましては、現行の温対法に基づく算定・報告・公表制度を活用することができますけれども、ただ新たな検証とかのコストは当然出てくるという部分はございます。

それから、川下割当のもう一つのタイプとして電力・間接というのがございます。左側の絵で、直接と間接の絵をちょっと書いてございますけれども、間接の場合には、化石燃料の中で電力については電力需要家に割り当てるということでございます。したがって、発電所には割当がないという形になります。この場合は、さらに上記に比べても若干カバー率は低くなりますけれども、実際にエネルギーを消費している最終段階にかけるということで、インセンティブ効果が高くなるだろうということでございます。ただ、発電所についてはインセンティブは低くなるという懸念もあるということでございます。これの各オプションの特徴については、第4章でまた再度議論をさせていただきます。

24ページに、カバー率等を考える際のベースとなるものとして、部門あるいは大口・小口と

いうところでどういう排出量の占める割合になっているかというふうなことを実証してご
います。ここで大口と言っているのは、温対法に基づく算定・報告・公表制度の対象となる大
規模な工場、事業所を指してごいます。これを見ていただきますと、産業部門についてはか
なり大口は算定・報告制度の対象としてカバーされてごいますけれども、業務部門あるいは
運輸部門については、また家庭部門も当然でごいますけれども、この算定・報告から外れて
くる部分が相当あるということでごいます。赤い部分は化石燃料でございまして、青い部分
が基本的に電力でございますけれども、電力を直接排出ということですのでカバーすると、小
口、家庭のかなりの部分がカバーできるということもここで見ていただけるかと思ひます。

次が25ページで、5といたしまして、排出枠の割当方法ということでごいます。これも今
回、この制度設計の中の非常にコアな部分でごいます。

25ページでは、まず現在提案されている排出枠の標準的な割当方法の特徴、概念を述べてご
います。特に、ベンチマークについては少しわかりにくいところもごいます。少し詳しく目
に書いているわけでごいまして、特にベンチマークにつきましては、産業ごとの標準排出原
単位というものに基づいて排出枠を割り当てていくと。原単位掛ける活動量という形で排出枠
を算出していくということでごいます。どういうベンチマーク、原単位が設定できるかとい
う、これはさまざまな手法なりがごいますけれども、ここでは例えばBAT、Best
Available Technologyというものをベースに、現時点で実行可能な最もすぐれた例えば省エネ
技術というものを前提にした場合にはどういうふうになるかと。こういうものは時々また進歩
していきますので、継続的に技術評価を行って改訂をしていくということも必要になってまい
ります。別の考え方としては、実績データ、現状の実績をベースに妥当な水準を設定するとい
うふうなこともありますし、また業種別の平均の原単位というようなものを設定するというふ
うな考え方もこれまでとられています。この辺は施策、目的に応じて適宜選択をしていくとい
うことかと思ひます。

次のページに、有償、無償というふうな分け方で割当方法の比較をしております。これを見
ていただきますと、環境保全への実効性あるいは費用効率性というところにつきましては、そ
れほど手法の間で差はごいませんけれども、社会的受容性というところでは、全般的に見ま
すと、無償に比べて有償のほうがやはりコスト負担が大きいとか、国民に理解を得られるか
というふうなところで、その受容性について少し課題があるというようなことでごいます。ま
た、公平性というところは、逆に有償の場合は比較的公平性が高い、客観性・透明性が高い
というところでごいますけれども、無償については、特にグランドファザリングでは公平性の

厳密な担保が難しい。ベンチマークについては公平性が高まりますけれども、技術的にベンチマークを設定することの難しさというのがあるというふうなことが書いてございます。

そのような特徴を踏まえまして、27ページにおきまして、今回、制度設計における割当方法の基本的な考え方というものを整理してございます。基本的には、対象とする部門とか業種ごとにその状況を見まして、適切に割当方法を組み合わせていくということが原則でございますけれども、まず有償か無償かというところにつきましては、特に制度発足当初は、例えば排出価格の相場観も形成されていない、あるいは割当対象者に大きな負担がかかるおそれがあるというようなことでございますので、当面は無償割当を基本とするということでございますけれども、ただ公平性の観点から、その方向性としては可能な部門・業種については有償割当の割合を高めていくということが考えられるのではないかとございまして。また、国際競争にさらされていない価格転嫁が可能だということについては、有償割当をするということも考えられる。逆に、国際競争にさらされているようなところにつきましては、その実証分析を行いまして影響の大きい部門・業種を特定した上で、無償割当を行うということが考えられるのではないかとございまして。

無償割当をする場合の考え方でございますけれども、やはり公平性を確保するという観点から、できるだけベンチマーク、先ほど申し上げたようないろいろな手法がございましてけれども、ベンチマークに基づいて割り当てることを考えていくべきではないかと。その場合に、例えばBATを採用する場合には継続的な評価、見直しも必要であろうということでございます。ただ、すべての業種でそういうものができないという可能性があります。技術的にベンチマークの採用が難しい部分については、例えば早期対策、この制度を開始する以前の削減努力を適切に勘案して割当をするというふうなことを考えていく必要があるということでございます。

それから、有償割当につきましては、現時点でもまだ海外でもそれほど実施例がないということで、具体的なルール整備状況、その実施状況の動向をよく見ていく必要があるだろうということでございますけれども、特に有償の場合の論点として、収入の用途ということがございます。これについては海外の事例も踏まえて幅広く検討していくということかと思っております。

その他、少し細かいところでございますけれども、新規参入等の扱いがございまして。新規参入については一定の排出枠を留保していくということが考えられるわけでございますけれども、どういう形で割り当てるかにつきましては、ベンチマークの設定による設定あるいはオークションの活用というふうなことが考えられる。また、無償の場合にはBATの導入を求めるこ

とが基本になるのではないかとということでございます。また、施設の閉鎖につきましては、いろんな考え方がございますけれども、閉鎖した段階で政府に排出枠を返還することを義務づけるということになりますと、非効率な施設を温存するというようなインセンティブがあるのではないかと指摘がございます。そういうことを踏まえまして、基本的には施設が閉鎖した後はその割当を行わないということではないかというふうには整理をしております。

次に、28ページでございます。6といたしまして、排出量のモニタリング・算定・報告、排出量の検証、登録簿というところでございます。これにつきましても、技術的なかなり事項でございます。この検討会では特に時間をとって議論をしておらない部分でございますけれども、事務局のほうで整理をしたものを今回お示しをしております。

まず、モニタリング・算定・報告でございますけれども、これにつきましては、制度を運営する上ですべての対象者からの排出量を正確かつ統一的に把握するということが基本になりますので、非常に重要な部分でございます。取引の信頼性・安定性の確保というような意味でも大変重要な部分でございます。したがって、制度設計の段階におきまして、モニタリング・算定・報告の仕組みとか、どの程度の精度を要求するかということについては明確にしておく必要があると思います。また、後で出てきます国際的なリンクというような議論の関連では、やはりこの部分が信頼性がないとリンクが非常に難しいというところが出てまいります。そういうふうなことを踏まえまして、基本的には一定の精度を確保するということが大事でございますけれども、他方で、対象者に過度な負担を強くないというような、効率をよくして確保するというような配慮も当然必要になってくるということでございます。

小さな字で国内外の動向を書いておりますけれども、基本的にはISOにおいてこういうようなものについての標準化が行われておりますし、EU、米国でも一定のガイドラインで算定・報告をしていくということが進められております。我が国においても、1つは温対法の中で温室効果ガスの算定・報告・公表制度が実施されておりますし、また環境省が17年度から自主参加型の国内排出量取引制度を行っておりますけれども、この中では国際標準に準拠いたしましたモニタリング・報告ガイドラインというものをつくりまして、EU-E TSと遜色ない一定の精度のレベルを確保した形で算定・報告をしてもらうということを実際に行っているということでございます。

こういうことを踏まえまして、この結論といたしましては、ISO等の国際標準の動向も踏まえながら、また温対法のもとでの算定・報告・公表制度あるいは自主参加型の取引制度にお

けるガイドラインの適用と、そういう事例も参考にしながら、我が国の実情に合いました排出量のモニタリング・算定・報告の仕組みの設計、それから要求精度のレベルの検討というものを行っていきたいということでございます。

それから、2といたしまして、排出量の検証でございます。前段で事業者から報告された排出量を第三者による検証を行うということでございます。これも大変重要な要素でございます。報告された数値がきちんとルールどおり算定されたものなのかどうか、あるいは算定の過程において間違いがないかというようなことを第三者機関が検証をし、最終的に報告した量が適正であるかどうかということ判断すると。これがもし不適正ということになりますと、報告義務違反というふうに扱われるというふうな性格のものであるわけでございます。したがって、検証というものもこの制度の不可欠なインフラであるということでございますけれども、他方で、検証結果というものが事業者に対しても大変大きな影響を与える。場合によっては不遵守になってしまうということがございますので、非常に大きな影響を与えますから、公平に、公正にこういうものやっていくということが大変重要でございます。そういう観点で、検証機関の特に独立性とか役割というものを明確にしていく必要がございますし、検証機関による検証自体の品質というものも担保していく必要があるということもございます。ただ、これも前段と同じでございますけれども、余り厳格にやっていきますと、非常に検証に多大なコストがかかってしまうということは避けなければいけませんので、一定の水準を確保した上で、検証コストをできるだけ低減させていくということも重要な論点でございます。

内外の動向として、前段と同じようなことでございますけれども、ISOにおける国際標準というものがさまざま定められてございますし、EU-E TSあるいは米国におきましても、検証についてのガイドラインなり統一的な基準が示されてきております。我が国においても、前段と同様、自主参加型の排出量取引制度におきまして検証のためのガイドラインというものを既につくってございまして、検証を実施してきてございます。現在、検証機関をさらに力量向上という観点から、ISOに準拠したガイドラインの改定というものも行ってきております。また、事業者におけるモニタリングから検証に至る手続をできるだけ効率化するという意味で、排出量管理システムというインターネット上で管理できるシステムを整備いたしまして、検証に伴うコストの低減ということも実践をしようとしているところでございます。こういう取り組みを踏まえまして、排出量の検証の仕組みの設計というものをやっていくということでございます。

次は登録簿でございます。これもかなり技術的なものでございますけれども、排出枠を管理

するためのレジストリというものが不可欠でございます。割当とか取引、決済あるいは償却、バンキング、ボローイングというさまざまな仕組みを管理するための不可欠な要素ということでございます。これは登録簿に問題がございますと、資産性を有する排出枠の扱いに著しい問題を引き起こすということがございますので、この制度の信頼性、安定性を確保するために大変重要なものでございます。また、リンクにおいても国際的なリンクをする場合にも、登録簿システムの信頼性というものは大変重要な要素になるということでございます。

これにつきましても、自主参加型の排出量取引制度の中で登録簿を独自に整備してございまして、既に3年間運用してございます。そういうものの中で基本的に必要とされるものは既に具体化されているということでございます。また、既に京都議定書のもとで我が国を含む附属書I国は国別の登録簿をつくっておりますので、そういうものとの関連というものも検討していくということが必要になってくるということでございます。

次に、31ページ、7としまして、費用緩和措置でございます。これは第4回の検討会でI G E Sの水野氏が作成した資料をもとに今回整理をしてございます。

費用緩和措置の求められる背景として2つの問題であるということで、1つは、排出枠の価格の長期高止まりというものに対する懸念、そういうものがありますと、企業経営にとっても大変マイナスになるということでございますので、そういうものを防いでいく。もう一つは、短期的な排出枠価格の急変動、そういうものを抑えていくと。そういう2つの観点からこの措置が必要ではないかということでございます。

具体的には、32ページに、今まで提案されております費用緩和措置のメリット・デメリットを整理してございます。バンキング、ボローイング、プライスカップ、外部クレジット・排出枠の活用、この外部クレジット・排出枠の活用というのは具体的には今京都メカニズムで使われているCDM、J Iというようなものもございまして、あるいは国内で排出量取引の制度の対象になっていないような、例えば小規模な施設における削減量をクレジットとして活用していくというようなこともございます。また、他国の制度とリンクすることによって費用を下げたいこうというようなこと、それから市場管理組織というようなものをつくって、そこで調整をしていくというような、さまざまな措置が提案をされています。この中で、この委員会でも議論がございましたけれども、特に③のプライスカップについては、上限価格を超えると排出枠が無制限に出てくるというふうなことがございますので、環境十全性というような問題あるいは市場の価格形成機能を阻害するというようなことで、かなり慎重なご意見があったということでございます。

そういうことを踏まえまして、33ページ、制度設計の考え方としては、バンキングについては、早期対策のインセンティブということもありますので、認めていく。ボローイングについても、一定の制限を設けながら認めていってはどうかと。価格上限については、割当総量の増大を容認するということから、基本的には認めない方向ではないかと。外部クレジットについては、特に海外でのクレジットについては、今後の次期枠組みの交渉とも関連してまいりますけれども、基本的には一定の制限の中で認めていくという方向が考えられるのではないかとということがございますし、また国内クレジットについても、プロジェクトの追加性とか検証が一定の基準を満たしているかどうか、そういうことを踏まえた上で利用を認めていくということではないかと整理しております。また、米国で検討されているような炭素市場効率性理事会というような管理組織の設置も検討していくということがございます。

次は、国際リンクということがございます。国際リンクについても、ここではやるやらないということよりも、そのメリット・デメリットを整理してございまして、当然メリットとしては、削減コストの低減あるいは取引参加の増加によります価格の安定化と、あるいは国際競争力への負の影響、悪影響の緩和というふうなことがございます。他方で、価格の高い国から低い国へ短期的に資金が流出するのではないかとというふうな懸念もあるということがございます。留意点としては、国際リンク、今ICAP等の場でいろいろ議論が進んでおりまして、次期枠組みの交渉とは別途進んでいく可能性もある、あるいはそういう中で国際リンクに関するルールづくりというものが進んでいくというようなことにも留意をしていく必要があるということがございます。

それからもう一つ、35ページは、リンクがそもそもできるかどうかという条件のところがございますけれども、一番大きなものとしては、先ほどの説明にもありましたモニタリング・算定・報告、検証、登録簿、こういう仕組みについては当然リンクの前提として非常に重要な要素になるということがございますし、その他にも、その他の制度の構成要素、義務的か自主的かとか、対象ガス、対象業種、あるいはキャップの厳しさ、割当方法、こういうものについてのどの程度調和する必要があるかということについても検討が必要であろうということがございます。また、費用緩和措置が特に相手の市場、リンクする先の市場に影響を及ぼすというところで、特に注意が必要だというふうなことも書いてございます。

次のページに、現在の炭素市場の連携の動きというようなものを書いてございますけれども、結論といたしましては、他国制度とのリンクにつきましては、メリット・デメリットを踏まえつつ、さらに検討するということがございますけれども、リンクの可能性も念頭に置きながら、

制度全体の設計を考えていく必要があるのではないかと考えています。

次は、9としまして、国際競争下にある業種への配慮ということでございます。炭素制約、排出枠を課すことによりましてコストが生じ、それが国際競争力に影響を及ぼすかどうかということでございますけれども、次でございますように、そもそも炭素制約がすべての国で等しければこういう問題は生じないわけでございます、炭素制約の度合いが違おうと。例えば、途上国においては義務がないというふうなことになりますと、先進国に立地する企業の中には新たなコスト負担の差が生じまして、それがひいては国際競争力に影響を及ぼすおそれがあるということでございます。また、炭素リーケージについては、企業の立地は必ずしも炭素価格だけではなくて、さまざまなコストを総合的に勘案して決まってくるものでございますけれども、偏った炭素制約があった場合に、場合によっては炭素制約の緩やかな国に移転するというによりまして炭素リーケージが起こるという可能性もあるということでございます。

基本的に、考え方としては国際競争力への悪影響あるいは炭素リーケージと、こういうものは回避すべき課題であるということでございますけれども、具体的な制度設計の関連について言いますと、そういう影響が出る可能性とか程度、こういうものをやっぱりできるだけ実証的に分析をして、影響の大きい部門・業種、そういうものをまず特定していくということが必要ではないかと。その上で、影響の大きいとされた部門・業種に対して緩和措置を検討していくということになります。考えられる緩和措置としては、ここでございますような無償割当をすとか、国境調整措置を行う、あるいはセクター別の国際合意というものが考えられるということでございます。

38ページ、39ページに、これも委員会でお示ししたものをベースにしておりますけれども、幾つか炭素制約がさまざまな業種にどの程度影響を与えるかというふうな分析の、まだ本当に初歩的な段階かもしれませんが、挙げてございます。ちょっと詳しい説明も時間の内容で省略いたしますけれども、こういうものをさらに深めていきたいと。関係業界のご協力もいただきながら深めていきたいということでございます。

それで、次は41ページ、第2節ということで、制度の基盤整備になりますけれども、1の会計処理・税務処理のルールの特明確化、これにつきましては後ほど村井先生のほうからご報告をいただきたいと思っております。

43ページに飛んでいただきまして、2として、取引円滑化のための基盤ということでございます。これは前回の委員会でご議論いただいた部分でございますけれども、まず最初に、取引が市場に求める機能ということを整理してございます。排出量取引は、排出枠をかぶせること

によりまして確実な排出削減が行われるわけでございますけれども、それに加えて、取引を通じて排出削減に価格が付与されるということによりまして、費用効果の高い対策が促進され、社会全体のコストを低減していく、また個々の事業者にとっては目標達成の手段に柔軟性が与えられるということでございます。したがって、市場において取引が円滑に行われるということが大変重要でございます、流動性を確保することによって価格の発見機能が適切に働かされるということが必要であるということでございます。

そのための基盤ということで、ここに幾つか整理してございます。まず、参加者の確保ということで、できるだけ多くの参加者を確保するということが必要であると。また、商社とか金融機関というような取引媒介者の役割の重要性ということが書いてございます。クレジットの余剰・不足に関する情報を持っておりますので、余剰の掘り起こしとか、それから売り手・買い手の間の橋渡しをするということで、調整をする役割というものがあるだろうということでございます。また、取引の信頼性・安全性の確保ということが重要だということでございます、市場で取引される排出枠・クレジットの質とか量、そういうものの情報を適切に提供して、情報の非対称性を排除していくというふうなこと、あるいは外部機関によるモニタリング等によりましてクレジットの確実性に関する情報を提供していく、取引に関するリスクを回避するための清算・決済システムをつくっていく、あるいはクレジットを管理するためのレジストリの機能を強化していくというふうなことが重要でございます。また、クレジット等の法的位置づけあるいは会計・税務処理のルールのも明確化、あるいは取引契約の標準化というふうな取り組みが有効であるということでございます。

また、次のページになりまして、特にご議論がございました、円滑な価格形成でありますとか、過度に投機的な動きを抑えていくというふうなことが重要だということございまして、そのためのそれに関連する方策としてここに整理してございます。まずは、前段で申しましたような費用緩和措置、こういうものは円滑な価格形成等に貢献いたしますし、また取引制度自体における取り組みということでありましたら、ここにございますようなマーケットメーカー制度、あるいは制限値幅、一時停止というような措置が市場サイドでも有効であろうということでございます。

ここに想定される市場の姿ということで、前回の伊藤委員の資料をベースにつくったものを載せてございます。大きく分けて、相対取引と取引所取引というふうに分類されるということになりますけれども、これは相互に補完をする関係にあると。現状では相対取引が3に対して、取引所取引が1というような割合になっているということでございます。それで、相対取引に

においては、商社、金融機関等の媒介者が介在をしていくと。取引所取引としては、証券取引所等がその役割を担われるというふうなことでございます。

以上が第3章でございます。

最後に、第4章でございますけれども、「制度オプション試案」ということでまとめてございます。ここは新しくお示しをする部分でございます。ここでは、前章までの検討を踏まえまして、我が国において国内排出量取引制度を導入するとした場合に考えられる、我が国の実情に合った制度の具体的なオプションを幾つかモデル的にお示しをしているということでございます。

まず、最初のほうは制度の骨格にかかわる共通事項ということで、幾つかのオプションに共通する事項ということでございます。内容的にはこれまでご説明してきたものと基本的には同じでございますので、項目だけでございますけれども、対象ガス、制度期間・割当総量、遵守期間・償却義務、不遵守時の措置、柔軟性措置、こういうところは各オプションに共通な部分でございます。

同様に、次のページにございますように、排出量のモニタリング・算定・報告、排出量の検証、登録簿、あるいはさまざまな費用緩和措置、国際競争下にある業種への配慮、会計・税務あるいは市場といったような基盤整備、こういうものについても各オプションに共通なものとしてこれまでご説明したものを簡単に整理したものを書いております。

次のページ、47ページが排出枠の割当方法ということでございます。これも各オプションに共通する考え方をここで整理しておりまして、これも先ほど、27ページですか、ご説明したものと基本的には同じでございますので、説明は省かせていただきます。

次のページ、48ページからが制度オプション試案ということで、ここがございますような4つのオプションに整理をしてお示しをしております。この並んでいる順番は、川上から川下ということで、上から下ということで順番に書いてございます。

まず、最初のオプションが川上割当ということで、これは先ほどご説明しましたように、化石燃料の生産・輸入・販売段階で割当をするということでございますので、カバー率は非常に高くなるということでございます。基本的には、価格転嫁をすることによりまして、川下における排出削減効果を働かせるということを想定している制度であるということでございます。価格転嫁を行いますので、基本的には割当は全量をオークションで行うのではないかと。ただ、オークションの収益の相当部分は割当対象者である生産・輸入・販売業者に還元をするということが考えられるのではないかとということでございます。

メリットといたしましては、先ほど申しましたように、カバー率が高いということがございますし、経済理論上は、価格転嫁が適切に行われることによりまして川下に対しても削減効果が期待できる、また対象者が少ないので行政コストが低いということがございます。他方で、デメリットとして、実際に化石燃料を消費、燃焼している川下の企業あるいは消費者の参加意識が低くなりまして、実際の削減インセンティブが低くなるのではないかと。また、割当がされる輸入業者等は実際の削減手段を持たないわけでございますので、結果的に販売量を確保するために海外からのクレジット購入に頼らざるを得ないという側面がありまして、結果として国内での排出削減につながらないのではないかと懸念が指摘されております。

次は、オプション2ということで、川下割当でございます。これにつきましては、絵に色がついておりますけれども、最初のオプション1のブルーというのは川上割当ということでございまして、オレンジがいわゆる川下割当、実際の化石燃料あるいは電力の消費段階の事業者にかけている部分をオレンジで示してございます。オプション2はすべてオレンジということでございまして、化石燃料、電力の大口需要家、実際に温室効果ガスを排出しているところで割当をするということでございまして、排出削減インセンティブを直接的に働かせることを想定したオプションということでございます。これは、電力は間接排出ということで割当をしてございまして、基本的には企業単位でやっていると。基本的には温対法の算定・報告・公表制度対象者がこの割当対象になるということが想定されまして、その場合、カバー率として約6割の排出量がカバーされるということになります。基本的には無償割当を考えておりますけれども、将来的には有償の割合を高めていくということも考えられるということでございます。システムとしては、既存の温対法等の活用、報告の手続を活用することができるでしょうし、また企業グループ単位の算定・検証をやることによって効率化を図るということも可能であります。

メリットといたしましては、実際に化石燃料を消費し、あるいは電力を消費している段階でございますので、排出の参加意識、インセンティブが大きくなるということがございます。他方で、カバー率という意味では、オプション1に比べて低くなっていく、小口あるいは家庭が対象外になりますので低くなっていく。また、対象が多くなりますので、ある程度その算定・報告・公表制度を活用するにしても、行政コストあるいは算定・検証のコストというものが出てくる。それから、完全に間接排出にした場合には、発電所にインセンティブがかからないということもございます。

実は、右下にございますように、注1ということで、オプション2の変形として、ちょっと

これはミスプリで54ページでございますけれども、注1として少し変形したものを載せてございます。これは川下割当なんでございますけれども、電力につきましては、電力原単位の目標を電力会社に持っていただくということによりまして、オプション2のままですと、電力原単位が悪化しますと、それによる排出増は電力を消費している需要家のほうにいつてしまうわけでございますけれども、54ページの注1では、原単位の変動については電力会社のほうで変動分を持っていただくという形で、電力原単位の変動が大口の需要家の努力に影響を与えないようにしたオプションということでございます。基本的には、カバー率等はオプション2と同様でございますけれども、メリットにございますように、電力については、原単位については電力会社で努力をしていただき、電力消費を抑えるところは需要家に努力をしていただくということで、電力会社、電力需要家、双方に制御可能な範囲でインセンティブを付与するという特徴があるということでございます。ただ、若干オプション2に比べますと、この制度設計は複雑になっているという部分はございます。

それから、戻っていただきまして、51ページ、オプション3でございます。これは川下なんでございますけれども、電力については、発電所、電力会社に直接割当をするということによりまして、電力をすべてをカバーするというところでございまして、これによりまして、間接的に小口とか家庭の需要家もカバーできるというオプションでございます。したがって、カバー率はオプション2に比べますと若干向上いたしまして約7割、それからこのプラスアルファでございますのは、絵にございます、右上でございますけれども、これに加えてさらにガス・ガソリンというような、化石燃料の販売業者、これはいわゆる川上になりますけれども、そういうものについても割当を行うことをやりますと、さらに例えば自動車のガソリンというものもカバーされるというようなことで、カバー率が高くなるということでございます。これは、ダイダイ色と緑の部分、この2つを組み合わせたものが今のEU-ETSの仕組みにほぼ近いものがあります。また、右上の青い破線で示した化石燃料販売業者まで割り当てるということをやりますと、アメリカのリーバーマン・ウォーナー法案で提案されているものに類似したものになるということでございます。

これにつきましては、電力の直接排出ということによりまして、制度全体のカバー率はさらにオプション2に比べると向上するということになります。他方で、デメリットとしては、オプション2と同様なところでございますけれども、やはり川上に比べますと行政費用とか検証コストというものはある程度生じてくるというところでございます。

これについてもちょっと注がございまして、55ページにオプション3の変形型という

のも1つお示しをしてございます。注2というところでございますけれども、非常に似ておりますけれども、電力について、すべてを電力会社に割り当てるのではなくて、大口の需要家については電力の消費者に割当をするというタイプでございます。これによりまして、カバー率は変わらないんですけれども、オプション3に比べると、さらに電力の消費者に、大口だけでございますけれども、排出枠を割り当てることによりまして、削減のインセンティブをさらに高めていくという効果を期待したものでございます。他方で、デメリットといたしましては、電力の割当について、大口の需要家の分とそれ以外の分を分けて分割をしていかなきゃいけないということで、そういうことが技術的には可能なかどうかという課題が1つあるという、ちょっと制度が複雑になっていくというところがございます。

次に、52ページでございますけれども、オプション4というのがございます。これも同じく川下なんでございますけれども、仮に原単位・活動量責任分担型という名前でネーミングをさせていただいておりますけれども、これは基本的にはオプション2と同様に、化石燃料あるいは電力を使っている事業者に総量の排出枠をかぶせるわけでございますけれども、ただその達成における責任を原単位については企業が責任を持ち、活動量については別途の扱いを定めるという、責任分担型のオプションということで考えたものでございます。

この背景については、ちょっと下の破線の中に書いてございますけれども、現状の自主行動計画の中で原単位に着目した目標を掲げている業種があるということ踏まえまして、そういうところに着目した仕組みというものを1つ考えてみたということでございます。ただ、2つ目のポツにございますように、これをやるためには、業種別に定められているものを企業別にブレイクダウンをしていくというようなことが必要になってくるということがございます。また、これはとりあえず現行の自主行動計画を活用する仕組みということで、2012年までのオプションとして1つ考えておりますけれども、2013年以降は原則としてオプション2、3に移行するということも考えられるだろうと。ただ、国際競争にさらされているような業種については、2013年以降も継続するというようなことも考えられるだろうということになります。いずれにしても、原単位については世界最高水準の技術というのを前提とした目標を示す必要があるのではないかということでございます。

ちょっと説明がわかりにくいんですけれども、この仕組みについては、ちょっと字が小さくて恐縮でございますけれども、53ページの中段あたりに説明というのがございます。ここをちょっと見ていただきたいと思います。オプションの1から3までは基本的に排出枠を割り当てておりますので、その内訳、原単位、活動量という内容は問われていませんけれども、オプ

ション4では排出枠をかぶせるという意味では全く同じなのでございますけれども、排出枠を割り当てる際に、単なる排出枠ではなくて、その内訳となる原単位と活動量というそれぞれを原単位目標あるいは活動見込量ということで事前に設定をします。この原単位目標量と見込み活動量を掛け合わせたものとして排出枠、排出量を設定するというをまずやります。それをもとに実際の達成責任の分担を行うということでございまして、①、②と書いてございますけれども、例えば活動量は見込みどおりいったと。他方で、原単位が悪化してしまったことによりまして排出量が結果的に排出枠を超えてしまったというような場合には、割当対象の事業者が責任をとっていただくと。事業者が超えた分を、排出枠を例えば購入するというで約束を守る。逆に、原単位が改善されて排出枠をクリアしたという場合には、差分はその事業者が売ることができるということでございます。他方で、仮に原単位は達成をしているという中で、活動量がふえたことによりまして排出量が排出枠をオーバーしてしまったと。そういう場合には、事業者が責任を負うのではなくて、別途の形でふえた分を埋め合わせをするということでございまして、その別途の手段をどうするかということについては、これは例えばでございますけれども、排出量に応じた拠出による基金というものを例えばつくりますと、その基金によりまして排出枠を超えた分をカバーしていくと、そういうことをやっていくという考え方でございます。

そのメリット・デメリットでございますけれども、メリットといたしましては、事業者にとっては経済状況等の変化によって活動量の変動していくと。それによる排出増、不遵守のリスクというものを回避することができるということでございます。また、原単位を目標を持ってそれを改善していくと。そこに責任を持つということは、我が国における製造業のマインドにも合致をしているという面があるだろうと思えます。他方で、そもそもこういう原単位と活動量の責任を明確に分けられるのであろうとか、国際的にこういうものが理解をされるのか、あるいは企業別にこういう目標をブレイクダウンしていくとすることができるのかどうか、あるいは基金というようなものを考えた場合には、その拠出に対して公平性という観点から理解が得られるのかどうか、また活動量の増減に対する責任が不明確となって、排出量を総量で管理するという意識が低下するのではないかと、そういうふうな懸念があるのではないかとということでございます。

以上が今回まとめました4つのオプションの概要でございます。

最後のページでございますけれども、「終わりに」ということで書かせていただいております。今回の検討の総括ということで、今回、排出量取引制度に関する基本的な認識というもの

を議論いたしました。また、諸外国の事例を考え方を含めて整理をし、分析をしました。そういうことを踏まえまして、我が国で仮に導入するとした場合の制度の各構成要素のイメージをある程度明らかにできたのではないかと考えてございます。また、第4章で示したわけでございますけれども、我が国の実情を踏まえた制度のオプション試案というものを幾つかつくりました。そのメリット・デメリットをお示ししたということでございます。この成果が我が国におけます国内排出量取引制度をめぐる今後の政策決定議論のたたき台として広く活用されることを期待したいということでございます。

また、今後、より詳細な検討を要する課題というのが幾つかございます。これを幾つか列挙してございますけれども、ここにございますように、遵守のルールの詳細の検討でありますとか、ガスの絞り込み、あるいは対象カバレッジのさらなる検討、あるいは無償割当の方法の具体化、特にベンチマーク等の方法の具体化、有償オークションについてのさらなる情報収集・分析、検討、費用緩和措置の具体化、それから制度の実施に伴う特にマクロ経済への影響に関する分析、国際競争力への影響の分析、これについてもさらに深めていくというふうなこと、国際リンクの是非、技術的な課題についてのさらなる検討、それから会計処理のルールの明確化、取引円滑のための具体的な取り組みの促進というふうなものを挙げてございます。このような課題について引き続き中間まとめを踏まえて、さらに関係する各界各層のご意見もいただきながら検討を行っていきたいということでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○大塚座長 どうもありがとうございました。

続きまして、村井委員からご説明をお願いいたします。

○村井委員 それでは、私の資料の参考資料の3と第2節の制度の基盤整備の41ページと42ページをご覧ください。

まず、会計基準に関してですが、41ページのほうに挙げておりますように、現在、1から6までの基準があります。要するに会計処理となった場合には、炭素に値段がつき、究極的にはどのように会計処理・税務処理をして貸借対照表あるいは損益計算書上に計上するかということが問題となるわけです。そこで、詳しい論点については、参考資料のほうに個々書いておりますので、お読みになっていただければ幸いです。では、各基準のポイントだけをお話ししていきたいと思っております。

まず、最初に出た、1993年3月に出されましたアメリカのSO_x基準は、1993年から始まったSO_x取引に対応したものです。ここでは、要するに政府から無償で割り当てられたSO_x

に関してはゼロで評価し、その後購入されたSO_xに関しては取得原価で評価します。

2番目のフランスの基準ですが、この考え方が今日、キャップ・アンド・トレードである無償割当の会計処理に非常に大きな影響を及ぼしております。参考資料の3の2ページ目の下でまとめておりますが、要は無償割当されたものに対しては、これを国に対する負債として認識されます。すなわち、無償割当されたクレジットは無形固定資産として認識され、その反対勘定として、国に対する負債という考え方がここではとられています。

3番目は、UKETSが始まった2002年4月の直後に発表された、ディスカッション・ペーパーです。これは、IETAとイギリス排出量取引グループとデロイト・トウシュ監査法人がまとめたものです。このディスカッション・ペーパーの中にはさまざまなディスカッションポイント（討論点）というものが提示されております。特にイギリス基準では、無償で割り当てられた排出量は法的債務あるいは契約上債務となり得るので、割り当てられた際にはまず負債として認識しなければいけないと述べております。さらに、排出量という取引の形態は、金融商品として非常に似ている性格を有するので、資産及び負債も時価評価で評価されるべきであるということが示されています。ただ、これはあくまでもディスカッション・ペーパーであり、確定した基準ではありませんが、こうすべきではないか、こう考えるべきではないかということが提示されています。

4番目は、我が国の企業会計基準委員会(ASBJ)から出された「実務対応報告第15号 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」です。これは2004年11月に公表され、2006年7月に改正が行われております。簡単にまとめますと、参考資料の5ページと6ページに表がございますが、要するに2つの視点、すなわち第三者に販売する目的で排出クレジットを取得した場合と自社使用を見込んで排出クレジットを取得した場合、それぞれこの2つに大きく分けて、他者から購入する場合と出資、ファンドを通じて取得する場合によってそれぞれ契約の締結時、支出時、期末評価、排出クレジットの取得時、期末評価、販売、それぞれの6つの局面について述べております。ここで重要なことは、排出量を棚卸資産あるいは無形固定資産として認識しているという点であります。また、このASBJの実務対応報告書の中の前文にも書いておりますように、我が国ではまだキャップ・アンド・トレードが実施されていないので、販売目的あるいは自社使用する場合のみの会計処理を述べているのに留まっております。従いまして、今議論されているようなキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引ということを想定した基準ではないということにご注意してください。

5番目は国際会計基準審議会から出されました解釈指針(IFRIC)です。これはEU-

E T Sが始まった2005年1月の直前に出された基準です。ところが、これも私の参考資料の7ページの上のほうにも書いておりますが、当初から様々な問題が指摘されておりました。すなわち、無償割当されたクレジット量、すなわち排出枠が政府からの補助金であるという点が一番の大きな論点だったわけです。企業の感覚としては別にクレジットをもらいたくてもらったわけではない。しかし、無償割当されたクレジットがいつでも売却可能だとすると、その相手勘定は何であるかが問題となったわけです。クレジットは無償で割り当てられた分ではあるが、市場価値を持っているということから、政府からの補助金であるという取り扱いが示されたわけです。それでは、その補助金を一体どのように配分していくか、あるいは期末の資産と負債をどのように評価していくかという問題が出てきました。この基準は産業界の反対もあって、わずか6カ月後に撤回されました。現在でもこの状態が続いております。

6番目は、環境省から2007年3月に公表された「排出削減クレジットにかかる会計処理検討調査事業」です。これを要約したものが41ページの下(2)国内排出量取引制度における会計処理オプションに書いております。環境省が行った検討会では、キャップ・アンド・トレードの会計処理はどうすべきかということでした。この内容は大きく分けて3つあり、さらにその中で、原価と時価に分かれますので、41ページにありますように、5つの会計処理についてそれぞれの仕訳がこの報告書の中で示されております。

ということで、本日配付されております15ページの全体図にもありますが、国内排出量取引の制度設計をどうするかによって、当然ながら会計処理や税務処理のあり方が決定してくるということです。この点をご留意していただきたいと思っております。

さて、42ページのほうにいきますと、実は1つ大きな問題があります。すでに新聞等で会計基準の国際的統一化という言葉をご存じだと思います。昨年の8月に東京合意がありました。これは、我が国の会計基準と国際会計基準の相違を2011年までに解消するということです。先ほど述べましたが、I F R I Cは6カ月後にそれを撤回したわけで、現在はアメリカの基準設定団体であるF A S BとI A S Bが共同して昨年末から排出量の会計基準の作成に乗り出しております。E U - E T Sも有償取得にシフトしつつありますので、会計基準も無償割当から有償取得について論議されているということを知っております。したがって、もしそのような方向性で決定していきますと、自ずから我が国もI A S BあるいはF A S Bの基準に合わせる必要性がでてきます。

さて、税務上の留意点ですが、これは42ページに書いているように、現在、排出量取引に関する具体的な特段の定めは設けられていません。したがって、現在、有効な基準であるA S B

Jの「実務対応報告第15号」の会計基準に基づいて計算された損益が課税所得の計算の基礎となると考えられます。ここでは、特に法人税と消費税に関する問題があります。排出量の取得時あるいは期末評価、販売時、自社使用时、そして最近問題になっている信託の税務上の問題がございます。いずれにしても、排出量の取引の会計基準というのがしっかり定まらないと、税務上もなかなか対応できない状況です。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○大塚座長 ありがとうございます。

それでは、検討に移りたいと思います。

まず、第1章と第2章につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。最初から13ページまで、第1章と第2章につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

影山委員。

○影山委員 この報告書のまとめ方なんですが、例えば9ページ以降の検討会の基本的な指摘事項のところですけども、ここは指摘事項についてはちゃんと書いていただいているんですけども、その青枠の回答というところは、これ事務局の考えということですよ。この検討会の結論ということではないような気がするんですけども。いろんな問題点について結論が得られたというような状況ではないと思いますので、それはそういうふうに書いていただいたほうがいいと思います。これは事務局としてこういうふうに考えているということであれば、それはそういうふうに書いていただきたい。

○大塚座長 これにつきましては、きょう初めて出したわけではなくて、今まで何度も出しておりましたので、一応皆さんの目に触れてご意見をいただく期間はあったかと思いますが、そういう観点からは必ずしも事務局の答えというだけではないと私は理解しておりますが、それにつきましてなおご意見がございましたらお願いします。後で事務局にもちょっとお話しいただければと思いますけれども。

じゃあ、事務局、何かございましたら。

○高橋市場メカニズム室長 これにつきましては、座長がおっしゃられたように、事務局のほうでまず考え等を整理したものを作りまして、第3回でしたかね、検討会で議論をいただいておりますので、事務局が原案をつくったものについて一応ご意見をいただいて、それも反映はしております。ただ、確かに一言一句皆さんに合意をいただいたものではございませんので、そういう意味では皆さんのご意見もいただいた上で事務局がまとめたというようなことだと思いますけれども、どういう表現がいいかちょっと考えたいと思います。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 今の影山委員の意見にも関係する話なんですけれども、結局いろんな問題があると。だけれども、例えばこう考えればこういう案があると。一問一答じゃないですけれども、そういう対応をやっていて、例えば公平な配分ができるかどうかということについて言えば、グランドファザリングだとなかなか難しいと。したがって、オークションもある。だけれども、すぐにはいろんな負担ができないので、とりあえずこうだと。何かそういう設問がずっとあるわけですね。それで、一個一個の意味合いをここでは深く議論していませんから、グランドファザリングだと公平なのかという、そのことの議論は実はしていないわけですね。オークションに比べて負担が少ないので配分がしやすいと。そういう議論でとどまっているんだと思うんですね。だから、懸念は懸念としてある、そういった意見があるということは必ず明確にさせていただいて、こういった一つの案もあるという意味で例示されることは構わないと思いますけれども、それが一番正しいんだとか、この会のみんなの合意だということでは私も必ずしもそうではないと思います。ちゃんと対比というか、それがわかるように記していただきたいなというふうに思います。

○大塚座長 今の公平配分について特にいかがでしょうか。事務局からちょっとお答えいただけますでしょうか。

○山田委員 今のがベースでいいと思います。いろんな指摘についてある答えはあるんですけれども、それがいろんなバランス、あるいは別な意味での悪影響について必ず考慮して議論したのかどうかという、必ずしもそうではないといえますか。

○大塚座長 どうしますかね。修文をもしする必要があるということでしたら、ご意見いただければと思いますけれども。

じゃあ、お願いします。

○高橋市場メカニズム室長 私どもとしては、いろいろこの制度の検討に当たって、前提条件等、いろいろご懸念事項がたくさんありましたので、我々はできるだけそれを丁寧にここで取り上げまして、もちろんそれがこうやって解決されるというふうな断定をしているわけではございませんけれども、いろいろご懸念事項をできるだけ整理をいたしておりまして、今後の検討に生かしたいという趣旨で書いてございますので、そういう意味でご理解いただければと思います。もし万が一、どうしても不適正な表現があれば、これはもう大分これまでもいろいろご意見をいただいて直しておりますけれども、事実関係として問題だというものがあれば、

いただければ直したいと思っております。

○大塚座長 できるだけ修文をして対処したいと思えますけれども、これは事務局の回答だというんだとちょっとペーパーとしてどうかなというふうに思えますので、そういう意味ではぜひご意見をいただいて、修文のご意見をいただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 これは非常に膨大な資料なわけですね。それで、最終的に有識者懇談会等にレポートされるというときに、どういうポイントを、まさにこういった指摘もあったということがちゃんとわかるような中間報告になるのであれば、一つの答えとしてどういうのを考えているということがぎりぎり見えると思うんですけれども、それが仮に捨象されますと、例えばこの検討会ではこういった懸念に対して一つの回答をしてこういうことがあったと。合意かどうかというのはちょっと別にしても、それはわかると思うんですけれども、レポートの仕方によってはそもそも懸念が明確かどうかということになりますので、レポートされる、最終的に報告される文案については、必ず委員の確認を私はしていただきたいというふうに思います。

○大塚座長 それはわかりますが、それは例えばどういう文章を入れるとかっていうことをお考えですか。

○山田委員 この膨大なレポートを有識者会合に全部説明されるわけではないと思えますので、一個一個はいろんな論点も含めて記述されていると思えますけれども、そもそもこの会の目的というのは、前回も言いましたけれども、日本の今の温暖化対策として排出権取引がベストであるということを前提に議論を始めているわけではないわけです。排出権取引を入れるとしたら、どんな案が日本で発信案としてあるのかというのが目的にあるわけで、そもそも全然目的に合わない議論をしている可能性があるわけですね。だから、そういうことをちゃんとしないといけないと思うので、これが日本で一番すばらしい排出権取引であるということではないというか、やっぱり前提条件をはっきり明確に出すべきだというふうに思います。

○大塚座長 今のご趣旨は、必ずしも13ページまでのことではなくて、全体についておっしゃっているような感じもしますが、13ページぐらいのところにつきましては、この四角で囲ったところに関してどういうふうに扱うかという問題ですけれども、これに関して何か案がありましたら。いかがでしょうか。

じゃあ、影山委員、お願いします。

○影山委員 そういうことであれば、ちょっとここで全部を申し上げるのは無理だと思いますが、修文のこういうふうにしてほしいという、そういうご意見を差し上げたいと思います。例

えば、10ページの上の、一番問題としていた割当の方法のところですけども、ここについても、ベンチマーク等で検討をしているというふうに書いてありますけれども、それで解決できる問題ではないんですよ。必ずしもそれで解決できるということと言い切れる問題ではないと思いますので、これはやっぱりそれなりの配慮をした書き方にさせていただきたいというふうに思います。ですから、そういう修正案について、もしこれがこの検討会の取りまとめということで位置づけたいということであれば、こういうふうに修正してくださいというふうなご意見をさせていただきたいと思いますけれども。

○大塚座長 でしたら、それは今すぐでは必ずしもないこともあり得ると思いますけれども、できれば今おっしゃっていただいて、議論させていただいて、最後の取りまとめまできょう中に間に合わなければ、ご意見はいただくということで対処させていただきたいと思います。

じゃあ、この四角については、とにかく一つの回答だということに対応させていただきたいと思いますけれども、全く事務局のただの回答ということではないという扱いになるかと思えます。

三田委員、お願いします。

○三田委員 どっちにしても、指摘と指摘に対しての回答というものがなされなければいけないので、形としてはこういう文章になるんだと思うんですね、構成としてはですね。ただ、四角の中身を読んでいくと、話をしている主体が時々、環境省さんが主体になったり、時々、全体が主体になったりということが混ざっているような感じがするので、そのあたりを後に委員から指摘をさらに集めて修正したらいいんじゃないかなというふうに思います。

○大塚座長 ご指摘を踏まえてご意見をいただければと思いますけれども、今出していただけるものがあれば、どうぞお願いいたします。これは回答というのは、割と一般的な回答になっていて、何かこれで決まりだというふうな回答には大体なっていないんじゃないかという感じもするんですけどもね。方向性が出ているわけではないかという感じがいたしますけれども。

山田委員、お願いします。

○山田委員 じゃあ、個別の話について申し上げたいというふうに思います。

まず、10ページですけども、10ページの国際競争力への影響・炭素リーケージに関する指摘事項というところです。この四角の最後の回答のところに、「炭素リーケージのリスクを考える際には、人件費等のコスト要素の変動や、移転先における炭素制約の状況についても考慮する必要がある」と書かれています。これはたしか私が意見を言ったところだと思うんですが、例えば今の中国と日本を比べたときに、中国の人件費は安いとか、土地が安いとか、

法人税が安いとか、そんなことも一つの項目として今回の排出制約にかかわるコストだとかそういったことが問題になるわけではないんですね。あくまでも、そういう既存の前提と同じようなワン・オブ・ゼムとして今回の問題があるのではなくて、今回の炭素制約の問題というのは、追加的に出てくる、それが中国には出てこなくて日本に出てくる、そういったことが相対的な競争力の格差につながるという話ですから、いろんな比較すべき要素の中のワン・オブ・ゼムとしてこういったものがあるというふうに聞こえるんですけども、だから人件費の差があるんだから炭素の価格に差があってもいいじゃないかみたいな、そんな議論ではないということについて一言申し上げたいと思います。

それと、もう一つですが、何ページまでよろしかったんですか。

○大塚座長 13ページまでです。

○山田委員 11ページの一番下のところですけども、民生・運輸部門、この件ですけども、民生・運輸部門についても適切な施策手法を選択・活用すべきである。これはこれで当然だと思うんですが、最初の我々はなぜ今排出権取引の議論をしているのかという問題にちょっと戻るので、前提条件の整理になるかもしれませんが、今の日本の実態を考えたときに、一応、京都議定書目標達成計画というものをつくり、そのレビューをこの1年半なり2年かけてやってきたわけですね。今回の排出権取引の対象になるような大きいところ、大企業等については産業部門あるいは経団連を中心に順調にある程度下がってきていると。それも国際的なベンチマークをしたときに効率がいいと、そういう部門でなおかつ下がってきているという実態があると思います。一方で、民生業務等については、計画したものよりも予定以上にふえていると。今の日本の実態はそういったところにあるわけです。

産業部門について言いますと、そういった効率がいいところでなおかつ下げているという努力の中で、業界によってはなかなか削減余地がないと。したがって、幾ら努力しても下げられないので、排出権を買わざるを得ないと。この量が、ここでも前回言いましたけれども、産業界では既に2.2億トン、国がもともと1億トンということですから、日本全体で3.2億トンも買うと。このコストについては、いろんな見方があるかもしれませんが、排出権価格というのが今のクレジットでCDMのクレジットで考えても15ユーロ前後、EU-ETSでは30ユーロと。そういった価格で起算しますと、8,000億から1.6兆を負担していると、そういう実態にあるわけですね。なおかつ、そういった負担の実態は、一番下げている産業部門が負担しているということになります。

そこにおいて、さらに排出量の割当を仮に厳しくするということがあったとしたら、それは

さらに海外から買ってくる量がふえるだけと。国益がさらに消失すると、海外に流出していくと。国内の削減の役にも余り立ちませんし、海外に資金がどんどん出ていくと。そういった問題が起きるわけです。そのことを明確にする必要があると思います。したがって、民生部門について対策をとるということは当然いいわけですがけれども、一方で産業部門がそういう実態にあって、そういった負担が適切なのかどうかという議論なしに排出権の問題を、排出権の枠組みというか制度の中身自身を議論するというのは、片手落ちだというふうに思います。

とりあえず以上です。

○大塚座長 どうもありがとうございました。

両方の点について事務局からお答えいただきたいと思います。第1点については、恐らく炭素リーケージの問題と国際競争力を現実考えた場合の問題とが少しずれる問題ではないかと思えますけれども、事務局、お願いいたします。

○西村室長補佐 まず、10ページのところでご指摘があった、炭素リーケージのリスクを考える際に他のコスト要因というのと新たに追加的に負担になるものとは違うよというご指摘だったかと思えます。そこはそのようなご指摘をこれまでもいただいているということは認識をしております、ご指摘になった行の1つ上には、「追加的なコストの一要素となる」というふうに書き込んだつもりでございます。また、その他のコストというのはもともとあったものだというご指摘も認識をしておりましたので、ここでは人件費と他のコスト要素の「変動」というふうに書きまして、他のコストにつきましても、何か新たな要因の変動があった場合にはそういうものとの関連も、といったようなつもりで書いたものでございます。

それから、民生と運輸のところに関係をしてご指摘があった点でございます。まず、民生・運輸部門において取り組みの強化が必要だということは認識をしております、それはさまざまな手法で考えられるべきものだと思いますが、ここの箱の中では民生部門と排出量取引制度の関係について書いたものでございまして、電力の直接排出というものに着目すると、民生・運輸部門をカバーしていくことも可能であるというようなことは書いております。さらに、今の日本の実相というふうにご指摘がありましたけれども、産業部門で非常に多くのクレジットを効率がいい中で減らしつつ買ってきていると。さらに厳しくすると買ってくるだけだという話につきましても、これはその前提のところを書いてある国際的枠組みそのものといえますか、日本においてあるいは他国においての炭素制約の度合いそのもの話だというふうに理解をしております。

○大塚座長 山田委員、お願いします。

○山田委員 まず、コストの10ページの話ですけれども、人件費が変動すると、中国で人件費がふえましたあるいは日本で人件費がふえましたという話と今回の話は、私は明らかに違うと思います。今回の話というのは、人為的にどういった制約をつけるのかというときに、国際的にすべて同じような制約がつけられるのであればいいわけですけれども、日本だけにつくという問題がまずあります。これは確かに国別目標の問題かもしれません。

ところが、一方で、そういった国別制約の下で国内でどういう排出の上限配分をするのかといったときに、産業側により厳しい目標値がかかってくるということがもしあれば、国別目標に加えてより産業側が厳しくなるということになります。例えば、民生部門の削減を促進するよういろいろな投資だとかそういったものが日本の中で起きて、その結果、民生が下がるということであれば国益の喪失にはなりませんけれども、産業部門なりどこかの業界が非常に効率がいいところで厳しいギャップ、国別ギャップのもとでさらに配分が民生から産業部門に行くことによって、国際的なベンチマークから大きく外れると。そういったことがあれば、意味合いが全然違ってくると思います。したがって、そこは書き方も含めて要注意というか、より留意していただきたいというふうに思います。

それと……

○大塚座長 今の点はいかがですか。もう一度、答えて。

○西村室長補佐 今の点はよく理解いたしました。先ほど、私、国の炭素制約の度合いだけ申し上げましたけれども、さらに国内での部門間の割り振りの話をいただいたかと思います。それは各論の割当総量のところで国際約束があり、国内での部門間の役割分担があり、国内制度がどの部門をカバーするかという記述がありますけれども、今のご指摘の趣旨もわかるようにちょっと文章を考えたいと思います。

○大塚座長 恐らく、炭素リーケージの問題は日本から出ていってしまうようなことを考えた場合のことなのでこれでいいと思うんですけれども、山田委員がおっしゃっているのは、国際競争力のほうを特に強調しておられるので、この文章自体は多分いいと思うんです。国際競争力の問題になると、おっしゃったようなご趣旨があると思いますので、今の点を含めてちょっと修文させていただければと思います。

続けて、山田委員、何かございますか。

○山田委員 最初の民生の問題は民生で適切な議論をすればいいと。そこについて私申し上げているのではなくて、今回の排出権取引の検討が、最近の大臣の言葉をかりれば、日本的な国内排出権制度だとか、その意味するところというのは、日本の置かれた環境等も踏まえて当然

検討するという趣旨だと思います。したがって、日本がもともと持っていた目標達成計画という中で、どこが十分対策が進行し、どこが不十分なのか、あるいは国際的な削減ポテンシャルを見たときにどこが足りないのかという認識がなくて、単に排出権取引という制度があつて、その対象は大企業で、そこにキャップをはめれば削減できるんだという認識だと、明らかに違うんじゃないかなと。キャップをかければ減るという表現もいろいろあるわけですが、それをキャップをというか、ある種の規制があれば削減の方向にいきやすいと、そのことを私否定はしませんけれども、今の実態は、先ほど言いましたように、もう2億トン以上も業界として買おうとしている。その中で、厳しいキャップをさらにかけても、国外に資金が流出するだけです。したがって、そこは国内の対策が進まないだけではなくて、国益にも反映します。国民の負担にも影響します。もしリーケージということになれば、国際的にも排出がふえるということになるわけですから、現状の原因なり問題点をちゃんと理解した上でどういう対策を打つのかと、そこに結びつかないといけないと思います。

したがって、この制度の検討の趣旨がもともと排出権取引はどうだということですから、制度の中身に今私が申し上げたことを入れろということを行っているわけじゃなくて、前提条件として日本の置かれた状況、国内の対策の進捗の状況、そういったことをきちんと認識しないと、これを入れれば減るんだという誤解が生まれる表現があると。そういう意味で申し上げているわけです。

○大塚座長 明日香委員はこの点に関連してですか。じゃあ、明日香委員にまずお答えいただいて、それから事務局にちょっとお答えいただきたいと思います。

○明日香委員 まず、リーケージの話、国際競争力の話なんですが、ちょっと議論になるかもしれないんですけども、追加的な措置が日本、日本だけじゃなくて先進国に入って、途上国にも入るかもしれないんですが、議論としてすべての国が同じような状況ということはそもそもあり得なくて、それぞれの国がそれぞれの法体系を持っています、税制を持っていて、補助金体制を持っていて、ある国はある企業に対する特別な優遇措置をとっている制度があるかだと思います。それこそあと政府の効率性も違うでしょうし、そういう意味ではやはりCO₂の問題というのはより全体的に見て先進国がまず数値目標を持っているのは公平性という理由がありますし、それだけをもってすべてのほかの国が入っていないからおかしいという議論は少々理不尽な議論ではないのかなと思います。

あと、2番目に関しましては、産業間の公平な分配という話になるとは思うんですけども、まさにこの報告書、今議論しているのは排出量取引制度を入れたらどんなのがいいかというよ

うな議論でして、せっかく民生なり運輸の業務との産業間の公平性の議論というのは多分スコープの外に、少なくとも、将来やるのかもしれませんが、この報告書なり現時点ではちょっと外になっていて、この報告書でも実際そこら辺をどう分担することに関しては触れていないというのが私の認識だとは思いますが。

○大塚座長 事務局、いかがですか。

○西村室長補佐 先ほどの山田委員のご指摘でございますが、そのように理解をしているつもりでございます。ペーパーでいいますと9ページでございますが、9ページの検討の前提としてご発言があったものと基本的には同じ趣旨のことをおっしゃったと思っております。ということで、下の四角の中で国際的な枠組みの中で公平性を追求していくということもございまして、また下の枠の②に書いてございますけれども、我が国としてどのような中長期的な削減シナリオを持っていくのかと。そういうことをやっていくのかということは、この検討の場ということではございませんが、ここにも適宜適切に検討ということは書かせていただいておりますが、ちょっと簡単な記述でございますので、もう少しよくわかるような記述を検討したいと思っております。

○大塚座長 ほかにいかがでしょうか。

影山委員、お願いします。

○影山委員 すみません。11ページの下のところですけども、やはり民生のところでも電力の話が書いてありまして、電力に直接キャップをかけて、価格転嫁を通じて電力使用者の負担対策インセンティブになるのが一つの考え方であると。これは一つの考え方であるのは間違いないのでこれでいいじゃないかということは言われるかもしれませんが、ここに特出しするというのであれば、民生の、特に家庭、中小の業務用のビルでCO₂の削減ポテンシャルがどこにあるかということを見ると、やはり空調・給湯部門と。これについては、電力の使用量、電化を図ったほうがCO₂が削減するのではないかというのが我々の主張でもありますし、それに対して単にキャップ・アンド・トレードを民生まで広げて、それで価格インセンティブでCO₂を下げるというのが有効な方法とは思えませんので、こういう考え方を一つの考え方というふうに出すというのにはかなりの抵抗があります。

それからもう一つ、12ページの技術開発のところ、上から3行目からのところですけども、②の先進的な技術導入のインセンティブ創出、これに対して効果を発揮することが期待されるメカニズムだというふうに書いてありますけれども、産業界の主張としては、排出権取引を入れることによって企業が疲弊して、逆に技術開発のインセンティブが働かなくなるのではない

か、あるいは排出権を買うことによって技術開発が進まないんじゃないかという、そういう主張をしていますので、ここもちょっと我々の主張とは違うと思います。

○大塚座長 いかがでしょうか。事務局、じゃあお願いします。

○西村室長補佐 ご指摘ありがとうございます。民生部門と国内排出量取引制度のかかわりのところで、EUなどでの考え方を一つの考え方であるということで紹介をしておりましたが、今その他の視点もあるということでご指摘いただきましたので、それもあわせて記述するような方向で考えさせていただきたいと思います。

それから、12ページのほうでご指摘いただいた技術開発のところなんですけれども、今のところは、技術開発を促進するためにということで①、②とあるのは、基本的には一般論、政策手法ではなくて、一般論を書いているつもりでございます。それで、排出量取引制度がどうきくかという、この②だということが書いてあるわけでございますけれども、ご指摘のあった点は、まさにキャップの厳しさが短期的に、長期的にどうなっているかと、そういったところに関係してくる問題だと思います。ちょっとその現在の記述ではわかりにくいところがあれば、修正も考えてみたいと思います。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

ほかに。

笹之内委員、お願いします。

○笹之内委員 総論としては先ほどの影山さんがおっしゃられたことに大変賛同で、やはりこういう書き方をすると、問題提起があつてそれに解答したというふうにさっと読んでいくと、これは多分これで解決できるんですねというふうに思われるというリスクを感じます。

具体的に言うと、私は11ページのまず(7)、これに対して下の解答があるわけなんですけれども、要はここはダイレクトな答えになっていないような気がするんですね。よく言われることで、キャップ・アンド・トレードというのは経済活動に柔軟性ができて目標達成しやすくなるから良いんじゃないですかというんですけれども、その前提にはキャップの設定の仕方があるわけですね。キャップの設定をするときに、私は毎回言っているんですけれども、国が国連の条約のもとで受けてきた枠を企業へのキャップで全部やろうというのが基本的にはおかしいんじゃないかということです。具体的に言うと、最後の回答の2行目です。「いずれにしろ、仮に国内排出量取引制度を導入するとすれば、いかに柔軟性」だけじゃなくて、「いかに公平性と柔軟性」というふうに変えていただけないかなというふうに思います。

それから、今、影山委員からも指摘があった12ページですか、技術開発のところですか。私ど

もはいろんな具体例で技術革新は起こらないというふうに思っています。一方で価格シグナルがあれば技術開発、技術革新が進むという意見もこの検討会の議論でありました。ただ、どちらもこれは証明されていないわけですよ。だから、そういう面ですと、どこかにこういう価格メカニズムは技術革新をするか技術開発が進むかというのはまだ不明であるというようなのを入れていただきたいというふうに思いますけれども。

○大塚座長 今の件に関して委員の方々からのご意見がまずございましたら。いかがでしょうか。

三田委員、お願いします。

○三田委員 産業界の委員の皆さんの指摘というのは、それぞれきちっと背景があつての意見だと思うんですね。ですので、その部分は私にはわからないことなんですけど、ただお話を聞いていて、1つ冒頭にきちっと明確にしなきゃいけないんじゃないかと思うのが、排出権取引制度が削減策であるという前提でこの議論はなされていないはずなんです。排出権取引制度というのは削減を管理・進捗していくための手段であつて、削減そのものは別の、実際に企業が削減するなり、今現在の自主行動計画なり、そういったもので削減というものは実際にはなされるわけですので。だから、排出権取引制度が規制を深くするとか、そういうことではないんじゃないかなど。規制というか、もしくは規制という言葉を使わなくて削減の目標という言葉を使えば、その目標値がどこにあるかというのは、排出権取引制度とは別のところで決まってくる問題であつて、別のところで決まってくる目標値というものをいかに達成していくかという手段として排出権取引制度を今現在議論しているというふうに私は認識しておるので、これを読んでいてその観点では違和感は余り感じないと。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

則武委員、お願いします。

○則武委員 ちょっと別の視点でなんですけれども……

○大塚座長 すみません、今の点でなくて、別の点ですね。じゃあ、今の点について先に事務局のほうからお答えをいただきたいと思います。すみません、後でお願いします。

○西村室長補佐 笹之内委員のほうからご指摘のありました(7)のところですね。「いかに柔軟性」というのみならず、「いかに公平性、柔軟性」というご指摘でしたが、これはそのように書かせていただきたいと思います。

それからもう一つ、12ページのところで技術開発の関連につきまして、これは両方の意見を

いただきましたので、双方の意見があるということがわかるように修正したいと思います。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

では、則武委員、お願いします。

○則武委員 6ページの検討の前提とした考え方の中に、1つ入れていただいたほうがいいなという点がございます。

○大塚座長 ちょっとすみません。何ページですか。申しわけありません。

○則武委員 6ページです。検討の前提とした考え方の中に、(1)のところ次期国際枠組みとかというようなことが書かれているんですが、基本的に1つ欠けているかなと思う点が、今の温暖化の問題で取り組むべきレベルというものが記載されていないかなという点が思います。これまで各国いろんな努力をしていますが、その努力をはるかに超えたレベルでこれから努力していかないといけないという点が少し欠けているかなと思っております。それを目指すべき点として1つ考えないといけないのではないかなという点が抜けているのではないかなと思います。

○大塚座長 委員の方で今の点について何かご意見がございますか。

では、これは追加させていただきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 先ほどの三田委員の意見に私も賛成なんですけれども、ちょっと文章がどこにあったか忘れましたが、一般的に排出権取引というのは、入れることによって総量削減なり削減目標を達成できるという表現がどこかにあったと思うんですね。それというのはやっぱり前提があって、技術的になりあるいは需要抑制を通じてそういった効果が発揮できればということだと思うんですね。京都の6%削減目標をキャップにしてやったらできるのかということ、必ずしもそんなことはなくて、やっぱりそういうことが促進され得る技術があってそれが進むで、あるとか、あるいは政策を通じて需要が減るだとか、そういうことがないと達成されないわけですね。何となく皆さんが達成できると思っているのは、海外から排出権を買ってくるという逃げ道があるからそうなるというだけであって、それを本当に日本は求めているのかと。先ほども言いましたけれども、産業界が買っていると、何も産業界が負担しているということではなくて、税金だとか国内投資だとか従業員への配分だとか、いろんなものを通じて国の負担になっているわけですね。だから、排出権取引を入れたら削減目標が達成できるということは必ず前提があるわけで、そこを誤解なきように、ちょっとどこなのかわかりませんが、明

確に書いていただきたいというふうに思います。

○大塚座長 今の点についていかがですか。諸富委員、何かありませんか。

○諸富委員 もちろん、短期では、例えば京都議定書では2012年までの間にもしこういった制度を早急に入れて、2012年までにキャップをかけて、それをE T S 排出量取引制度だけで遵守できるような体制がすぐできるかと言われると、難しいかもしれませんね。その結果として、クレジットを購入して合わせざるを得ない、海外から購入せざるを得ないということが起きるかもしれないんですが、ただ、それは幾つか論ずべき点があると思うんですね。

1つは、そうやって炭素にやっぱり価格がついていない状態ですよ、今ね。どれぐらいのコストで削減技術を導入したりエネルギー転換をやったりすれば経済的に割に合うのかという、その参照基準が今はない状態なんですよ。排出量取引制度を入れるということは、炭素に価格づけをすることによって、そういった削減オプションを表に出すという効果があると思うんですよ。もちろん、一部の業種ではそのようなコストをかけても、減らす技術がなければそもそも削減が進まない業種もあるかもしれません。しかし、その他の業種においては既に十分に割に合うかもしれない、あるいはマイナスのコスト、つまりやれば経済的なリターンすら生まれるような削減オプションがまだ使われていないまま、国内産業の中ですらかなりあるというふうに私は考えておりますので、炭素に価格をつけることによって、そういった削減オプション、今は価格がついていないから縮小していないオプションをどんどん使っていってもらうということが、まずは国内では必要なのではないかというふうに思います。これは短期でも可能なことではないかというふうには思います。

それからもう一つは、やはり長期ですよ。ですから、2012年までにすぐこの制度に成果を出せと言われるとこれは厳しいんですけども、我々が考えているのは、則武委員がおっしゃったように、はるかにこの先、厳しい野心的なターゲットを設けていくわけで、そのときに長期で技術開発をしていく、相当頑張らなければ削減できないんだというときに、このE T Sを入れることによって、2012年がこれは終わりではないんだということですね。長期的な日本の排出削減目標と整合的に、恐らくこのE T Sの対象になる産業セクターのキャップというものに対する削減目標の、長期では徐々に段階的に厳しくしていくという、そのシグナルだというふうに思うんですよ。ですから、そういったスケジュールを我々が選択をして示していくことが、長期的に技術削減オプションを開発していくインセンティブになると私自身は思います。今すぐは難しくても、長期では可能な余地が出てくるのではないかと私自身は考えております。

○大塚座長 ありがとうございます。今のお話は、技術革新だけじゃなくて技術移転の問題もあるので、排出量取引は短期でもその効果はあり得るのではないかというご趣旨だと思います。

では、明日香委員、お願いします。

○明日香委員 同じ論点なんですけれども、まず価格メカニズムが技術革新でも削減に貢献するかどうかという、非常に本質的な問題だと思うんですけれども、価格メカニズムが今までいろんな国でいろんな状況で使われていて、それが所期の目的に貢献しなかったというアカデミック研究論文というのは少ないと思います。もちろん、全然ないなんていうことは言えませんが、少なくとも何らかの価格メカニズムが所期の目的を達成するために貢献したというペーパーのほうが全然多いと思います。あとは、もちろん価格メカニズムよりもほかの方法がいいんじゃないとか、そういうような議論は可能かと思うんですけれども、少なくとも価格メカニズムが所期の目的に貢献しないという議論はなかなか難しいかなと思います。

あともう一つ、違う側面からの言い方なんですけれども、EU-E TSを入れたときに、いろんなインタビューが各企業のCEOなり経営企画担当者なりにされていると思うんですね。いろんなところが出しているんですけれども、そこはやはりそれを見ると、大多数がEU-E TS、いわゆる価格メカニズムが企業の経営方針、経営計画なり技術革新に非常に影響を与えるというふうに答えている人のほうが大多数だと思います。だから、もちろん企業によっては違いますし、ケース・バイ・ケースなんですけれども、少なくともそういうような情報で何らかの価格メカニズムがある程度有効なんじゃないのかという議論のバックアップにはなるのかなと思います。

以上です。

○大塚座長 山田委員、お願いします。

○山田委員 あんまり水かけ論的な議論をしてもしょうがないと思うんですね。私はキャップ・アンド・トレードが技術革新に全くきかないとか、別にそんなことを言っているわけじゃなくて、キャップ・アンド・トレードを入れたからある削減目標が確実に達成できるということは本当に言えるんですかと。そこは削減できる技術が開発促進されるだとか、まさに諸富先生も言われましたけれども、今までぼけっとした人がいたとしたら、それを削減することがメリットであるんだということに気づかせるということを別に否定しているわけじゃないわけです。したがって、そんなことを別に言ってなくて、ただキャップ・アンド・トレードを入れたら確実に目標が削減できるということではないですねということを行っているだけです。

それと、長期の技術開発についても、これもいろんな意見があると思います。笹之内委員は自動車業界の実感として言われているわけで、それはそれとして正しいというか、実感としての意見ですから、CEOに聞いたらみんなそう言っていますと、そういう話と一緒にするのはおかしい。そういう意見もあるということをちゃんと記述すればいいというふうに私は思います。

○大塚座長 ほかにいかがでしょう、今の点について。

じゃあ、諸富委員、先にお願いします。

○諸富委員 今の山田さんのご意見、ダイレクトにさらにというわけではないですが、もう少し前の発言で山田さんがおっしゃったことで、お金が海外にみんな流出していくかというのと、必ずしもそうではなくて、むしろ国内に資金還流をさせて……

○山田委員 みんな流出なんて言ってませんよ。既に3億円以上が流出していますよということを行っているだけで。

○諸富委員 ええ。しかし、キャップを締めたらもっと海外へ行くかと言われると、むしろキャップをかけることをすればどうということが起きるかというのと、要するに価格が、国内で価格がつくだけじゃなくて、上昇するわけですね。ですから、価格がつくということは、それだけ、それ以下の技術オプションが経済的に割に合うという世界をある種人為的に作り出すことも意味するわけですね。ですから、排出枠を購入するのが得か、あるいはコストを負担して削減オプションを実行するのが得かということ考えた場合に、ある程度の高さの排出枠価格がつくということは、それ以下の削減オプションは経済的に割に合うということですね。ですから、そういう社会をつくり出すということだけでも、削減技術の促進が促されると私は考えています。また、そういう削減オプションを実行しようというところに資金が還流していくメカニズムというものを国内でつくっていく。だけれども、それ以上のコストに直面している企業は、残念ながらそういった価格がついたとしても割に合わないわけですから、やっぱり他社ないしは他企業から買わざるを得ないです。ただ、それでいきなり海外のCDMに行くのではなくて、国内でそういった削減オプションを有しているところからクレジットを買うというメカニズムが国内ETSの導入によって入ってくるんだというふうに思います。ですから、むしろ海外に行くよりは国内に資金を還流させる日本の技術を促進するようなメカニズムが働くんじゃないかと私自身は思っています。

以上です。

○大塚座長 今の点は、実は制度オプション案のところでも、CDMに関して一定量に制限し

てというふうな話があったのは、今の点と実は多少関係しているわけですが。

じゃあ、三田委員、お願いします。

○三田委員 繰り返しになりますけれども、排出権取引制度と削減そのものというのは二者択一ものではないというふうに私はずっと認識しておりますし、排出権取引制度が仮に導入されて、そのもとでかかるキャップというのは、結局、排出権取引制度がない場合にも日本が目指さなければいけない削減目標というところがキャップになるわけですので、そういった意味では、排出権取引制度を入れたからといって、新たに企業に追加的な負担が起こるかという、必ずしもそうでもない。その反対の意見とすれば、だから排出権取引制度を入れなくても削減目標というものはあるじゃないかという意見は当然あると思います。ただし、排出権取引制度がある場合とない場合を比べると、排出権取引制度というのは排出削減というものを管理・進捗させていくためのツールでありますので、当然自主的な努力というよりは、もう少し補助的な削減を進捗させるという効果が期待できるんじゃないかということが考えられます。

それに話は帰結する点なんですが、今現在のクレジット調達による資金の海外流出なんですけれども、これは現在起きていることなんです。現実には起きていることです。これはもう既に排出権取引制度が導入されていないこの現状で起きているわけですね。ですので、諸富先生がちょっとおっしゃったことの補足みたいなになっちゃって申しわけないんですけども、つまり現状で排出権取引制度がないと、日本の中で炭素が幾らだという指標がない中で、海外の炭素を買うことにお金が出ていってしまっていると。それで、ゼロにお金を払っているという感覚になっちゃっているというか、そういう仕組みになっちゃっているんですね、今現在。これを排出権取引制度なりというものを導入して、日本国内で炭素に価格がきちっと存在するという格好になれば、必ずしも海外にお金が出ていってしまうというだけではなくて、そのついた価格を基準にどういった方法で削減というものを——排出権を海外のものを買ってもいいわけです。海外のものを買うのではなくて国内でやってもいいですし、海外のものを買うのであれば、余計に買って、海外のものを買えない別の企業に利益をとって売ということもできるわけですし、そういった意味で、今現在の現時点での問題というのは、削減目標を条約上持ったということに起因する問題と排出権取引制度が導入された場合に起きる問題というのが、やっぱりそこはきちっと分けて考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

○大塚座長 ありがとうございます。

そろそろ次に移りたいので、影山委員にお発言いただいて、事務局にお話しいただいて、次に移りたいんですけども、よろしいでしょうか。

では、影山委員、お願いします。

○影山委員 今の諸富委員、それから三田委員の意見には全く反対ではありません。完全に同意だと思います。炭素に価格づけがされるということについて、これはそういうことだと思いますし、我々もそれを考えてCO₂削減対策をやっていると。どちらが効率的にできるのかということを考えてやっているわけですから、それはそれで全く問題ないと思います。問題はキャップであって、例えば国の排出量をブツブツ各企業に割り振って、それを守らせるようにすると。そういうところに弊害があるだろうと。あるいは、オークションのように、これはどうなるかわからないような世界をつくるというような、そういうことが本当にいいのかどうかと。そういうことを言っているのであって、今の話に対しては全く異論はありません。

○大塚座長 その辺がキャップができないと価格がつかないというまた問題があるんですけども。

事務局、じゃあお願いします。

○西村室長補佐 今、影山委員がおっしゃられたとおり、諸富委員、三田委員のおっしゃられたことは、私どももおっしゃるとおりだと思います。資料でいいますと、もともと発端となった山田委員のご発言に関係があるのは、7ページの国内排出量取引制度に期待される機能の①の確実な目標達成というところであったかと思います。それで、三田委員や諸富委員がおっしゃられたとおり、②のところがございますように、価格がつくことによって費用対効果の高い対策技術、これは国内の削減オプションもそうでしょうし、海外のクレジットというオプションもそうでしょうし、そういうことが起こっていくというふうに整理をされていたんだと思います。

ただし、おっしゃられたとおり、全然技術がないのに物すごく厳しいキャップをかけた場合にはやりようはないじゃないかと。そういう事態ももちろん認識をしております、それにつきましては、認識をしているということは31ページの費用緩和措置というところを書いてございます。やはりこれはキャップの水準の問題、キャップがいかに厳しいかということ次第なんだと思います。ここではキャップそのものを扱ったところではなくて費用緩和措置というところを書いてございますけれども、キャップというのはいろんな技術の見込みだとか、そういうものを見ながら考えるということなんだろうと思いますけれども、その見込みどおりにならない場合には、ここには長期高止まりと書いてありますけれども、価格が長期高止まりするということは、要するに技術がないので対策に困ってしまうという事態なんだと思います。

そういうことで、おっしゃっていることは十分認識をしておりますので、ここの①のところ

にもう少し書き足したほうがいいのかどうか、そうしたほうがいいのかということであれば少し考えたいと思います。認識としては理解はしていると思います。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

では、第1章、第2章の分については以上のところにさせていただきまして、第3章に移りたいと思います。

第3章につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。ここは比較的今までやってきたところが多いと思いますけれども、いかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 38ページですけれども、これも前回か前々回に申し上げたことですが、炭素制約が我が国の企業財務に与える影響というところがあります。前はたしか3年だったと思います。3年の比較をされて、私は10年ぐらいやらないと日本の平均的な収益のトレンドから外れますよということを申し上げたと思います。ぜひ10年も示してください。

以上です。

○大塚座長 まとめてちょっと事務局にお答えいただきますけれども、ほかにいかがでしょうか。

では、今の点について事務局からお願いします。

○西村室長補佐 前回のご指摘をいただいて、より長期的な経常利益、それからCO₂排出量の長期データの収集を試みましたが、入手できるデータの限りから、とりあえず今回は5カ年というふうにさせていただいておるところでございます。有価証券報告書等につきましては、企業形態の変動などがより長期で見えていくとあるということ、それから環境報告書につきましては、やはり古いデータというのは入手可能ではなかったということで、とりあえずは5カ年でやらせていただいたところではあるんですが、より長期的な分析の方法というのは考えてはいきたいと思います。

○山田委員 やらないのか、どっちなんですか。

○大塚座長 いかがですか。

○西村室長補佐 データが入るかどうかという問題がちょっとありますけれども、やりたいとは思っています。

○山田委員 少なくとも財務諸表はあるわけだから、CO₂の排出はこれは別に仮に今の数字を置けばいいわけであって、できないという理由が私にはわかりません。

○大塚座長 できないか、困難な理由がもしあったら、ちょっと。

○西村室長補佐 試みたいと思います。

○大塚座長 できるだけ前向きにやるようにはしてもらいたいと思います。してもらつつもりでございます。

ほかにいかがでしょうか。

大久保委員、お願いします。

○大久保委員 まず、19ページ目のところに遵守に関するルールのイメージということで、実際にこの制度が導入された後のイメージ図があるんですけども、ここに第三者機関による検証ということがこのフローの図の中にも3月終わった直後にやると。これは今現状で考えられている審査機関というのは20社ぐらいしかない状況の中において、この時期に相当数の企業の審査が集中すると、現実的に実務的な対応が無理になるのではないのかなど。ですから、イメージとしては、これはちょっと後でもう一つご指摘したいと思うんですけども、例えば通年は少し簡易な検証方法をとって、それでそれをどこかに充当するような、少し分散するようなやり方をしないと、検証の信頼性の確保は難しいんじゃないのかなど。

それと、似たような論点で、29ページのところになるんですけども、排出量の検証というところの中で、ここでもぜひコメントをしていただきたいなと思いますのは、どこまで厳密に検証をかけていくのかと。余りにも緻密な検証をかけていきますと、ここにも書いてあります過度な負担になるわけですけども、例えばちょっと私の理解では、EU-E T Sでは最大5%の実際の数量に関して誤差を認めるというようなこともありますので、ある程度、100%合理性じゃなかったとしても、許容範囲を認めるような検討というのはあってもいいんじゃないかなど。

この点と、あともう1点だけ。41ページ、これは会計の話なんですけれども、先ほど村井委員からのご説明がありまして、いろんな状況はあろうかと思いますが、これは企業経営の収益には極めて大きな打撃を及ぼすような話に、ご指摘にも書いてあるので、これは国際会計基準の動向もさることながら、早く国内でも会計基準づくりに着手すべきではないかなど。もう少し踏み込んで会計基準づくりについて言及していただくことが重要なのではないかなど。この点だけ、3点ですか、申し上げたいと思います。

○大塚座長 ありがとうございます。検証に関しては、一方で厳密にやらないといけないという点があり、他方で高くコストがかかると非常に困るという問題があって、非常に悩ましいところがあって、19ページはこれはイメージ図なので、検証のところは必ずしもここで行われるという、ある一時期に行われるということについてはぜひ検討したいと思いますけれども、

事務局、よろしくお願ひいたします。

○二宮室長補佐 ご質問ありがとうございます。検証についてございますが、今、大塚座長のほうからもご指摘がありましたように、19ページのイメージ図で見ますと、遵守期間が終わってから数カ月以内にすべての検証を行うようなイメージを掲げておりますが、実際にEU-ETSで実施例などを見ますと、確かにいきなり終わってから数カ月間にまとめて検証をやるのではなく、通年において検証しているという実態がございますので、ご指摘どおり、そのような形で実施可能な検証形態というのを検討してまいりたいと思います。

それから、どこまで厳密にやるかという点についても、この検証のところに書いてございませんとおり、EU-ETSのプラス・マイナス5%という制度レベルというのは極めて妥当な一つの基準であろうという認識も同じように持っております。自主参加型の排出量取引制度におきましても5%の基準でつくられておりますので、ゼロ%という完全厳密を目指すのではなく、5%というラインは確かに現実的であろうと、こう認識しております。

それから、会計基準についてでございますが、ここで書いてございますように、先ほど村井委員からもご指摘がありましたように、制度いかにによって会計基準が変わってくるという部分がございますので、制度の設計を待たずして会計基準のほうを検討するというのが難しゅうございますが、早急にこういった検討を詰めなきゃならないという認識は強く持っております。ただ、それを待たずに始めるということは実務上難しいのではないかというふうに考えております。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

三田委員、お願いします。

○三田委員 7、8について幾つか気がついたところがあるんですけども。

○大塚座長 すみません、ページでおっしゃっていただけますか。

○三田委員 ページでいうと31ページ以降ですね。費用緩和措置のところからなんですけれども、ここの部分の言葉の定義が余りにもあいまい過ぎるというか、観念的過ぎるというふうに思います。恐らく、前回までの議論で指摘するべきだったと思うんですけども、例えば31ページの②排出枠価格の長期高止まりと。これは何を指して長期高止まりというのかというところが定義されていないということですね。結局、これは排出権取引制度を仮に導入した場合には、それは排出権というものが市場で取引されて、市場原理に基づいて価格が決定されるわけですので、需給が逼迫しておれば当然価格は高い状態にあると。その逼迫状況が改善されな

い状況が長く続けば高い価格というのは続くわけで、これは市場原理に基づいた結果、価格ということになるんですが、これを長期高止まりと判断するのか、それとも別の市場がゆがめられた状態に来てしまう長期高止まりなのかという、そのあたりの定義が必要なんじゃないかなというふうに思います。

あと、3番についても、大幅急変動と。これは何を指して急変動というのかということは考えられます。

あと、4番目の費用緩和措置の必要性というところなんですが、やっぱり排出権取引制度だろうが、排出権取引制度じゃなかろうが、そもそも何で排出権取引制度の導入というものの可能性を検討しているのかということ、削減をきちっと実行するためであると。削減を実行するためには、費用緩和措置ということで何かしらの緩和措置をします。価格だけを緩和措置することはできないですね。価格を緩和措置するためには数量を緩和しなければいけないということになってくると、削減の実効性というものが脆弱になってきますので、費用緩和措置ということをするには当然量的な緩和をするための排出枠の備蓄というものが必要になってくると。これは私、前々回に指摘させていただいたものですがけれども、そのあたりのことを考えないといけないと。当然、備蓄をするにはコストがかかるということですね。

次に——時間が余りないので。国際リーケージなんですけれども、これは結局、検証の精度云々かんぬんにもかかわってきますが、これはエネルギー市場で起きやすいことなんですけれども、ガソリンはガソリンだということであっても、やっぱり国によってその性質が違ってくるので、スペクトルが違ってくる。そうすると、同じガソリンといっても取引ができない状態になってしまうということになりますと、日本の精度が余りにも高くても、外国のものと取引、融通ができない。逆に、日本のものが精度が悪ければ、当然外国のものとリンクがしないということになりますので、精度の度合いが何%が妥当であるのかという考え方よりも、やっぱり日本企業がより広い海外もしくは国際市場で、既に経済活動自体が国際市場での経済活動になっていますので、削減にかかわる排出権の売買ですね、それに関してもより広い市場での取引機会ということを得るためにも、何%が精度として妥当かというよりは、経済的にどの基準に合わせるとより広い市場で取引ができるのかということを考えてもいいんじゃないかというふうに考えます。

あと、最後に44ページなんですけど、これはちょっと44ページの部分になるのか、ここにも結局、費用緩和措置で、私随分、費用緩和措置にはひっかかっているいろんな意見を言うんですけども。

市場についてなんですけれども、市場が価格を発見する機能があると。それは当然あるんですね。なんですけれども、なおかつ市場が価格の透明性を提供するんだということがここで書いてあるんですが、それはちょっと説明として余りにも稚拙過ぎるなというのが——ちょっと厳しい言葉で申しわけないですけれども。市場の透明性って何かというと、価格の透明性というのは、実は価格を形成している要因が何であるかというのがきちっとわかるということが価格の透明性であって、価格が幾らだということが新聞に書いてある、もしくは掲示板を見ればわかるということが価格の透明性ではないということで、当然価格を形成するものは需給になりますので、仮に規制をかけられる、もしくは制度の対象となる企業もしくは団体の今現在の削減状況もしくは保有する排出枠、最終的に保有していなければいけない排出枠といった、そういった数量の情報というものがきちっと提供されるということが実は価格の透明性、市場の透明性というものを高めるものになると。実際にエネルギー市場でいんな、今現在も原油価格が高騰する云々かんぬん起こっておりますが、非常に危惧しているのは、実は各国の数量統計でありまして、ああいったものがきちっと提供されることによって市場の透明性が確保される。それをするためには、やっぱり検証について1年間に1回、年度末にやるということだと、恐らく市場の透明性は仮に取引所のようなものを設けても確保されないんじゃないか。

ここでさらに、これは最後になりますけれども、結局、市場の透明性というのは非常に重要で、価格を形成する需給の数量……

○大塚座長 ちょっと申しわけありませんが、どこか数字がもし必要だということでしたら、そこをおっしゃっていただくとありがたいんですけれども。申しわけありません。もうきょう一応中間まとめをしたいと思っておりますので。

○三田委員 わかりました。透明性云々という部分について、だから取引所なり市場が価格の透明性というものをもたらすんだというのは、考え方として正しくないというふうに思います。価格の透明性もしくは市場の透明性というのは、どちらかというところ、検証というものが数量の情報というものを提供して、市場の透明性を高めることに寄与するということに、どっちかというところ、そっちにつながるんじゃないかなというふうに考えます。

○大塚座長 ありがとうございます。国際リンクのところの問題は、次に扱う制度オプションとも関連する問題になりますので、そのことも踏まえて事務局からちょっとお答えいただければと思います。

○西村室長補佐 ご指摘ありがとうございます。まず、最初の費用緩和措置のところなんですけれども、何をもちって高止まりだとか急変動だとかいうのかというのは、おっしゃるとおりで、

そう容易に明らかにできるものではないと思います。

他方で、ここで書いてある費用緩和措置なんですけれども、それを事前に明らかにしていないと使えない措置というのは、価格上限、それから市場管理組織みたいなものを使う場合はそこがどういう運用をするのかということなんだと思うんですね。バンキングとかボローイングなどは、ビルトインしておけば定性的にそういう事態に備えられるというふうな性質のものでございますので。しかも、ここの制度設計の考え方の中で、価格上限については基本的には割当総量の増大を容認する。まさにおっしゃったとおり、やるなら備蓄が要するというふうな質のものでございますので、認めないことを基本とするというふうに書いておりますので、修文という意味ではどうでしょうか。何か加えたほうがよろしいでしょうか。例えば、価格上限をやるんだったら、そういう備蓄みたいなものがないと帳じりが合わないというような形の解説を加えることは可能ではないかと思えます。

○三田委員 そうですね。恐らくその追加は必要なんだと思います。

あと、その前の部分なんですけれども、あらかじめビルトインすることによって不測の事態を防ぐという考え方で書かれればいいんだと思うんですけれども、価格の高止まりであったり乱高下ということがある可能性があるんで、こういうことをしたほうがいいという……。ですので、事前防止策としてそういうことをビルトインしておくことは考えられるという表現のほうがいいんだと思います。

○西村室長補佐 検討させていただきます。

○大塚座長 すみません、今の点もちょっといろいろあるので。別に備蓄が確実に必要だというわけではなくて、バンキングとかボローイングの率とかを変更するような市場管理組織とかをつくるということもありますから、備蓄は一つのオプションですので、そういう書き方に、入れるとすると、なると思います。

伊藤委員、お願いします。今の点でしょうか。今の点ですよ。

○伊藤委員 バンキング、ボローイングではないんですけれども、三田委員が後半におっしゃった情報の話なんですけれども、43ページの(2)の②、取引の信頼性・安全性の確保の1行目で、「市場で取引される」云々かんぬん「情報の非対称性を排除する」というふうにあるんですけれども、その下の「例えば」もそうなんです、マーケットで売り買いされているものの情報に限定したような書き方になっていると思うんですけれども、三田委員がおっしゃるように、価格の決定要因はどういうふうに、もっと広い世界の話の情報が価格を決めるので、この限定を少し外していただいたほうが文脈に合うのではないかというふうに思いますし、

三田委員がおっしゃったことも、そういうところで文章的には解消されるんじゃないかなというふうに思います。

○大塚座長 今の点ですか。じゃあ、笹之内委員、お願いします。

○笹之内委員 その点については私は大変心配しまして、前回、平野委員が説明したときに、いわゆる排出側、製造業側に現状より情報提供で追加的な措置があるんでしょうかとお聞きしたときに、無いとおっしゃられたんですね、平野委員は。あくまでも市場関係者の情報だけでいいと。別にそれに今反対するわけではないのです、そうだとしたら、排出者に対して負荷がかかるよということをどこかで明記していただきたいですね。

○大塚座長 伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 個別の企業に何か負荷的な情報をかけるかどうかというのは別途判断すればいいと思うんですけども、全体の統計情報とか、もう少しマクロの、そういう統計情報みたいなもので市場は時機が反応するので、それが仮に過去のものであったとしても、それをきっかけにみんなが同じ情報を持って取引をするということが起きますから、必ずしもご懸念のようなことにはならないと思います。

○大塚座長 かなり微妙な点ではないかと思えますけれども、事務局、お願いしてよろしいでしょうか。

○西村室長補佐 提供されるべき情報について、三田委員と伊藤委員からありましたように、もう少し幅広いバックグラウンドになるような情報も含めてわかるような記述にしたほうがいいのではないかという点につきましては、そういう方向の文言をちょっと考えてみたいと思います。

他方で、笹之内委員から、そういう情報提供の中身によっては企業に新たな負荷がかかるのではないかという点につきましては、ちょっとここで書くのがいいのかどうかはわからないんですけども、我々の認識としましては、オプション案の中にも検証なんかをやっていく場合に追加的な負担があり得るということはそれぞれのオプションに明記しておりますので、そのあたりで踏まえているつもりではございます。

○大塚座長 よろしいでしょうか。ほかに。先ほど三田委員のご意見については、すべてお答えになりましたでしょうか。第1点だけだったと思うんですけども、あと国際リンクの話とかは私からは一言申しましたけれども、よろしいですか。

○西村室長補佐 すみません、ちょっと国際リンクの話には答えてないんですけども、ぱっとどう的確にお答えすればいいのか……

○三田委員 私がダラダラと言ったので申しわけなかったですけども、修文を提案するとすれば、検証の精度をどこに置くかということで、それをやっぱり日本企業が国際市場での取引機会を確保するためにも、国際市場で主流となっている基準に合わせるということが考えられるというような、そういう経済的な観点から国際基準に合わせるという考え方を明記してもいいのかなど。

○大塚座長 ちょっとその辺は意見としてわかりました。まず、国内の精度を考えてということと最初から国際リンクを考えているというところは、ちょっと微妙になかなか意見が分かれるところですので、何かの形で加えさせていただければと思います。

山田委員、お願いします。

○山田委員 37ページですけども、国際競争のところですが、その下の(2)の③のところに、緩和措置について、影響が大きいとされた部門・業種における無償割当、調整措置などが考えられるというふうに、割と軽く書いてあるんですけども、日本にとって、日本というのは食糧自給率も低いですし、エネルギー資源についても大半を輸入していると。そういった国が安易にこういったことで輸入調整、国境調整ができるかどうかということは、私は多大な影響があると思うんですね。だから、そういった懸念というのをしっかり書いていただきたいということが1つ。

それともう一つ、無償割当であればリーケージが起きないということではなくて、割当のレベルが問題になるわけですから、無償だから大丈夫だということではないということも明確にしてほしいと思います。

○大塚座長 この点に関してもし意見がございましたら。いかがでしょうか。

では、事務局、お願いします。

○西村室長補佐 ご指摘を踏まえて加筆をしたいと思います。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

則武委員、お願いします。

○則武委員 43ページなんですけれども、ちょっと私の理解が間違っていたら申しわけないんですけども、排出量取引が市場に求める機能のところですが、「排出量取引の狙いは、確実な排出削減に加え、取引を通じて価格が付与されることにより、費用対効果の高い対策を促進し」というふうになっているんですが、現実にはちょっと私の理解としては、費用対効果の高い対策であれば今でもやられていると思うんですが、それが価格が付与されることによって、現

在は費用対効果が若干悪いものに対しても促進されるということになるということではないのかなど。それによって実際には社会全体の排出削減の費用はふえてしまうのだろうかというふうに思うんですが。ただ、それによってCO₂が削減できることによって、社会全体のリスクによるコストは下がると、費用は下がるという、そういうことではないのかなというふうにちょっと思うんですが。

○大塚座長 ありがとうございます。目標を達成するときの社会全体の費用が総体的に減ることだと思しますので、修正が必要ではないかと思えますけれども、事務局、いかがでしょうか。

○西村室長補佐 ご指摘を踏まえて検討したいと思います。

○大塚座長 その観点から修正したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○則武委員 今の点について、今反映していただけるということでもいいんですけども、ちょっと今申し上げました理由は、我々リコーも、排出量は大したことないんですけども、2005年にCDMによるCERの獲得に進んだ一つの理由は、当時1トン10ドルぐらいの費用でCDMでCERを獲得できるということで、そっちも獲得しておこうということになったんですが、価格が高くなればそういう外のほうに向かわずに、例えば現在は効率が悪いけれども太陽光発電とかを入れると。太陽光発電がさらに加速されて技術が進むというようなことにつながっていくんだろうなということで、それが排出量取引で価格をつけることの期待されるものだと思いますので、申し上げました。

○大塚座長 そのとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、第3章のところまではよろしいでしょうか。

では次に、第4章、第5章についてご意見がございましたらお願いいたします。

諸富委員、お願いします。

○諸富委員 これだけのオプションをよくわかりやすい形でまとめていただいたというふうに思います。大体ここに論点が尽きているのではないかなと思います。この中で1つ質問で、あともう一つは、幾つか若干オプション4にかかわって後で少しまとまってコメントしたいんですが、オプション2について先にちょっと質問をさせていただきたいんですが、オプション2と3はどちらも川下あるいは下流割当なんですけど、このオプション2のほうが間接で、オプション3が直接であるという違いがありますね。この間接排出に割り当てるということは、今

は電力、ガスの部門は外れるという理解ですよね。その場合に、直接、電力消費者に割り当てるといことは、企業はわかるんですが、例えば業務、中小企業、家庭とか、こういった部門はどのような取り扱いになるのかということをお教えいただきたいんですが。

○大塚座長 これはオプション2では割り当てていないということだと思います。オプション2に関しては、54ページのほうにもう少し別の追加発生的なオプションがございますので、オプション2だけだとちょっとカバー率がどうかという問題は直ちに出てきますので、これはただ理解の上ではオプション2がもとになって、オプション2に注1、注2というのが、実際的にはこちらのほうを考えるということになるかと思えます。

○諸富委員 わかりました。

○大塚座長 かわりに答えてしまって、申しわけない。

○諸富委員 それで、オプション4ですね。これはなかなかオリジナルな方法を考えていただいたと思うんですね。一つのオプションとしてこういう形で、世界のどこにもないオリジナルな案としてこういう案を案出していただいたことにはすごく頭が下がる思いがいたします。原単位・活動量責任分担というところに一番ポイントがあるわけですが、この中でやはり、修文には必ずしもつながらないかもしれないんですが、この制度をもう少し詰める必要もあるのではないかと、幾つかの考慮すべき点もあるのではないかとこの点から少しコメントしたいのは、この方法の中の説明と書かれているところですね。53ページの真ん中に、ちょうど括弧書きで説明というふうに書いてあって、※があって、排出量＝原単位×活動量。オプション1・2・3においては、オプション4においてはというふうに書かれてあります。

この中で、原単位に責任を持つあるいは活動量に責任を持つとはどういうことかということがうまく説明されています。この説明を読みますと、確かに目標あるいは見込量、原単位目標あるいは活動量見込量の差分が生じた場合にも、遵守措置がちゃんと担保されていて、そういう意味ではこのオプション4のもとでも量的な担保がちゃんととれるんだということがよくわかりました。なるほどなというふうに思いました。しかも、①で書かれている原単位の遵守措置はこれで私もオッケーなのではないかというふうに思いました。

ただ、やっぱり②ですね。②の活動量の担保をどうするのか。活動量が例えば山田さんの会社のように想定以上に算出量が増大していくというようなケースではどうするのかというようなことが具体的に念頭にあるのではないかとこのように思いますが、こういうときに基金で購入・売却する、調整するというのが非常に、例示だというふうな説明もありましたけれども、一つの方法だというふうにあります。デメリットは今ここに書かれているんですが、基金をど

うやって抛出するののかということのほかにも、やはり例えば上ぶれして活動量が想定以上にふえてしまったことの調整を、いわば排出枠をちゃんと守れている企業が抛出したお金で購入しなければいけないことのちょっと問題点が若干気になりますが、そのところはどうかという点かという点がちょっと質問としてあります。

それから、もう一つの案としては、例えば初期配分の際に、よく新規排出源に対して最初から取り置いておくというようなことを、EU-ETSもやっているんですけども、そういうするとキャップがちゃんときちっとしたまま、後で新規排出が生まれてきたときに、そこに割り当てておける枠をあらかじめ設けておくことで、キャップは拡大せずに済むというのがありますけれども、活動量が上ぶれるリスクをあらかじめ読み込んでおいて、初期配分に対する排出枠と同じような枠を最初から取り置いておく。上ぶれたときには追加配分をします。そういう調整枠をあらかじめ取り置いておけばよいのではないかという気もしたんですけども、もし排出枠の調整枠を使う必要がない、つまり上ぶれが余りなかった場合には、マーケットで余った排出枠は売却すると。EU-ETSの場合も、初期配分のときに新規排出源に対する枠が余ってしまった場合には、それは売却してということですよ、マーケットで。そういうふうな処理するわけですから、そういった方法もあるのではと思います。

質問の最後の点は、やっぱりダブルカウントが生じないか心配があるということですね。これは大口需要家に全量無償割当でやるということはわかるんですが、そうすると、電力に対しては目標との差分で、ベースライン・アンド・クレジットでクレジットが発生するということですよ。そうすると、大口需要家はきちっとキャップがかかって、その枠内でトレードするというのはわかるんですけども、電力の場合にはある種予測の活動があつて、原単位があつて、それよりも低くすればクレジットが発生するんですけども、こうして発生したクレジットは同じ取り扱いをできるのかどうか。つまり、こっちでクレジットが発生し、大口需要家のほうでもクレジットが発生すると、同じ化石燃料の流れの中で2回クレジットが発生してしまうという問題が起きないかということですね。

以上です。

○大塚座長 ありがとうございます。今の中で、初期配分のときの新規排出源のリザーブで対処するというのは考えられると思いますけれども、それについては余り広げ過ぎると、すべての活動量の増加についてそれを使うということになって、余り現実的ではないのではないかという気もしますが、それはまた議論させていただきたいと思いますけれども、ほかの点も含めて事務局からご説明いただければと思います。

○西村室長補佐 第1点の活動量の取り扱いのところなんですけれども、冒頭の説明にもありましたとおり、この案というのは、特に日本の製造業は原単位の改善を迫するというマインドが非常に高いというところに着目をして、原単位と活動量を分けた案を試みにつくってみたいものでございます。それで、原単位については個別企業が責任を持ち、活動量についてはより広いところで負担を分けていくというような発想でつくってございまして、まだ十分練りに練ったというものではなく、まだこれからいろいろそのようなご指摘をいただいて考えていかないといけないものだと思っております、ここでは仮に基金というものを置いて、それを排出に応じて負担というふうにしておりますので、ちゃんと守ったところとの公平性がどうかというようなご指摘はあろうかと思えます。ただ、発想としてはそのまず責任を分けて、活動量についてはもう少し広く負担をするというアイデアを示したというものでございまして、ご指摘のような点を踏まえて、このオプションを追求する場合にはもっといろいろ考えないといけないんだらうと思っております。

それから、電力のベースライン・アンド・クレジットについては……。

○二宮室長補佐 最後にご指摘されました電力のベースライン・アンド・クレジットの点でございますが、これはダブルカウントにはならない仕組みになっていまして、なぜかという、この電力会社による原単位目標設定による排出量取引市場と最終需要者による市場は分離され、この2つのマーケットは別だというふうに整理しております。そうすることによってダブルカウントは回避されております。

○大塚座長 ほかにいかがでしょうか。

笹之内委員、お願いします。

○笹之内委員 私もちよっとオプション4について意見を言いたいと思うんですけれども、これまで比較的私はこの会合でキャップ・アンド・トレードそのものにかなり否定的な意見を言ってきたのはご存じのとおりですけれども、基本的に日本の産業がよりよい原単位、要するに省エネ、それから革新的な技術も含めてやっていくという意味で、原単位を一つの指標にするというのは考え方としては納得ができるなというふうに、議論のスタート台としては少しは参加してもいいかなという気を持ちます。そういう中で、オプション4は2012年までという記載がここにあるわけですね。13年以降はやらないという記載があるものですが、それにこだわる必要はない。いいものならずっとやっていけばいいのではないかなというふうに——改良も含めてですよ——思います。

それから、もう一つは基金の問題。これも一つの例示だと思いますから、いろんな方法を考

えればまだいいとは思いますが。なかなか財務省的には難しいかもしれませんが、活動量がふえれば国の税収は上がるわけですから、税での負担という面からも、いろんな面で総量の責任をどうするかというのはまだ十分これから議論すればいいかなというふうに思います。

以上です。

○大塚座長 非常に好意的な意見を言っていてありがたいんですけども、幾つかございますので、事務局からお願いします。

○西村室長補佐 第1点につきましては、原単位追求ということを考えつつ国の総量を守るという折衷案で、この原単位・活動量責任分担型を考案したと申し上げましたが、それに加えて、現在の仕組みである自主行動計画も原単位を掲げておられるところが多いものですから、それをうまく活用できる期間という意味で2012年というふうに書いたものでございます。

2点目の基金の話も含めて、これは先ほど諸富先生にご指摘いただいたときにも申し上げましたが、いろいろご意見をいただきながら、まだまだ詰まっていないところはたくさんある案だと思いますので、ご意見をいただければいろいろと検討していきたいというふうに考えております。

○大塚座長 ほかに。

影山委員、お願いします。

○影山委員 私もオプション4に対してですけども、ちょっとなかなか中身がはっきりよく理解できないので、これで本当にいいのかどうかというのは早計に申し上げられませんが、企業は原単位をとにかく頑張るといふ、そういう仕組みということであれば、一つのやり方なのかなという気はいたします。

ただ、基金については、これ活動量が基金とつながるといふことだと思いますので、基金の担い手としては、活動量を上げた責任者、最終需要家なのかなと思いますけれども、そういうところが持つほうがインセンティブが働いていいのではないかなという気がいたします。どういうやり方をしたらいいのかというのはちょっとわかりません。

それが1点と、もう一つ、先ほど言い及びがあったかもしれませんが、このオプションの中でも割当についてはほとんどがオークションということになっていまして、過渡的に無償割当をするにしても、いずれはオークションということになっているんですけども、先ほどの27ページの制度設計の考え方に、ここにもそれがちょっと書いてありましたけれども、この検討会のまとめとしてそういう意見だということでは書かれているわけですか。無償割当というのはあくまでも過渡的だと。有償割当を追求するということがこの検討会の一つの意見だといふ、

そういうことを言われているということですか。

○大塚座長 事務局、お願いします。

○西村室長補佐 まず、基金といったようなものを立てる場合の担い手についてのご意見につきましては、そういうご指摘も参考にしながらまた考えていきたいというふうに思います。

それから、割当の方法なんですけれども、おっしゃるとおり割当方法については、27ページとおっしゃっていただきましたでしょうか、こちらのほうで一通りの考え方を整理したということで、制度の発足当初は価格の相場観が形成されていないということもありますし、またいきなり膨大な負担というような話もありますので、当面は無償割当を基本としつつ、可能などころについては有償割当の割合を高めていくというのを、ある種まとめ的に書いておりますので、これをどうとるかなんですけれども、おっしゃるとおり、公平性などの観点から有償割当ができるところについてはそれを追求しているというような方向になっていると思います。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

では、明日香委員、お願いします。

○明日香委員 私も4番目に関するコメントなんですけど、諸富先生がおっしゃったように、非常に皆さんがアイデアを出していただいたと思いますので、私の理解では、いわゆるアウトプット・ベースド・アロケーションというやつで、あるいは、インランシティ・ターゲット・アロケーションというもので、EUでもある程度議論はされていたのかなと思います。そのときに一応基本的に、グランドファザリングは基本的に過去の排出量を参考にとということなんですけれども、アウトプット・ベースドですと現在の排出量をある程度参考にすると。現在の排出量を参考にすると、効率性でかなり問題があるということで、どちらかというアウトプット・ベースドというのは非効率的なので良くないという意味でちょっと議論されなくなったというところはあると思います。ですけれども、実際のEUの今のグランドファザリングもそのアップデーティングという意味では、現在の排出量にある程度影響されるということで、まさにそこが効率性をゆがめているということで、日本でもEU-E T Sの問題点として指摘されていたと思います。なので、もちろんいいところも悪いところもありまして、いいところもあると思うんですけれども、ほかのオプションと比べたときの、オークション、ベンチマーク、グランドファザリング、アウトプット・ベースド・アロケーションと比べたときの効率性が悪いという問題は考えたほうがいいのかと思います。

あともう一つ、ベンチマークとも同じなんですけれども、やはりベンチマークの水準を決めるのが実際問題は難しく、どの製品ととっても、例えばセメントだったらセメントにかける

のか、セメントなのか、クリンカーなのかでかなり企業構造も全然変わってきます。ベンチマークと同じような問題点はあるかと思います。

以上です。

○大塚座長 ありがとうございます。ベンチマークについては既にセクター別アプローチのほうで何か検討が進んでいますので。ただ、それが細かいところまでどこまでいくかという問題は確かにあるかと思います。

今のご質問、ご意見についていかがでしょうか、事務局のほうは。

○高橋市場メカニズム室長 今回のコメントは、修文というよりも、例えば今回お示ししたオプション間のいろいろ比較として見るべきだとか、そういうことだと思いますので。ただ、そういうものを今後の課題として当然考えておりますので、そういう形で対応していきたいと思っております。

○大塚座長 ほかにいかがでしょうか。

則武委員、お願いします。

○則武委員 私もオプション案の電力会社の部門が原単位というのは賛成なんですけれども、その点で、オプション3のところのデメリットに加えられたほうがいいかなと思う点があります。これは東京電力さんは非常に頑張られているので心配ないと思うんですが、価格転嫁をして、それによって小口需要家とかまでカバーできるという点を強く書くと、電力会社が努力しない場合にその負担が消費者にいつてしまうという点がデメリットとしてあるのではないかなという点が出てくるのかなというのが1点思うんですが、その点を入れられたらどうかなと思います。

○大塚座長 いかがでしょうか、事務局。

○西村室長補佐 オプション3につきましては、ご指摘のとおり、2よりもカバレッジを広くするという点でありますので、そのカバーがふえるところは小口の需要家などであるわけですが、そういうところに対して価格転嫁を通じてインセンティブが及んでいくという効果を期待したものであります。ですので、価格転嫁もあるべき、あってほしい機能でございますし、ご指摘のあったとおり、じゃあ電力会社における原単位改善の努力みたいなものは全くなくてもいいのかというと、恐らくそれはそういうことではありませぬので、そういうことについて一言、注的につけさせていただきたいと思っております。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。ただいまいただきましたご意見につきましては、幾つか既にお答えしておりますけれども、座長預かりとさせていただきますして、適宜委員の先生方とご相談の上、修正を加えた上で、来週初めにでも案をとって、中間取りまとめとして公表したいと思っております。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

そろそろ予定の時刻が参っております。最後に、田村事務次官からごあいさつをお願いいたします。

○田村事務次官 環境事務次官の田村でございます。本日は長時間にわたりまして熱心なご議論をいただき、感謝を申し上げます。

この検討会は、実質的な初回でありました3月初めの会合以降、2カ月半、限られた時間にもかかわらず、極めて密度の高いご議論をいただきました。本日、まずは中間まとめを迎えることができました。この中間まとめは総論、各論の網羅的な論点整理、そして制度オプション案の提示と、こうして一覧整理されたものは余り見かけません。恐らく本邦初のものではないかとも思っております。委員の皆様方のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

この国内排出量取引制度、ただいまいろいろご議論ございました。低炭素社会を迎えまして、炭素に価格をつけることによって社会全体として効率的に確実に排出削減を促すことを目的とした経済的一手法、一施策でございます。メリット・デメリットでございますけれども、地球温暖化対策の選択肢の一つとして今注目を集めているわけでございます。今後、この中間まとめが官邸に設置されました総理の有識者懇談会など、政策決定にかかわる議論の場におきまして一つのたたき台として広く活用されることを期待いたしております。

今後、この中間取りまとめにつきまして、各界各層から賛成・反対、幅広くご意見を伺うとともに、個別業種あるいは企業への具体的な割当方法、あるいは国際競争力への影響に関するさらなる分析など、さまざまな課題について検討を深めるとともに、この国内排出量取引制度の有効性や必要性の判断に資するために、日本の経済社会の実情あるいは展開にふさわしい具体的な制度設計のあり方をさらに掘り下げて検討してまいりたいと、このように考えております。

委員の皆様方には引き続きご理解、そしてご尽力をお願いいたしたいと存じます。まことにありがとうございました。

○大塚座長 どうもありがとうございました。

事務局からほかに連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○西村室長補佐 本日の資料につきましては、いつもどおり公開とさせていただきます。会議

録につきましては、各委員にご確認いただいた後に公開させていただきたいと思います。

今後の予定につきましては、追って調整をさせていただきます。

なお、報道関係の皆様へのご連絡ですが、本中間まとめ（案）の内容につきまして、大塚座長及び高橋室長から本日この場でこの後、プレスブリーフィングをさせていただきますので、お知らせいたします。

以上です。

○大塚座長 私からもごく一言簡単に申しますけれども、本邦初の排出量取引に関する集中的な、短期間ですけれども有意義な議論ができたと思います。委員の皆様のご協力によってこのような中間まとめができたということにつきましては、大変ありがたいと思っております。感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

では、本日の議事をこれで終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後5時00分 閉会